第９期
玉川村高齢者福祉計画
玉川村介護保険事業計画

（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月

玉川村

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の背景 1
２　計画の位置づけ 2
（１）根拠法令等 2
（２）他の計画等との関係 2
３　ＳＤＧｓとのかかわり 3
４　計画の期間 4
５　計画の策定体制 5
（１）玉川村介護保険事業計画等策定審議会 5
（２）庁内関係各課との連携および調整 5
（３）村民の意見やニーズの把握 5
（４）パブリックコメントの実施 5
６　第９期計画策定のポイント 6
第２章　高齢者と要支援・要介護認定者の現状 7
１　人口と高齢者の現状 7
（１）人口動態 7
（２）高齢者人口の推移 9
（３）高齢者のいる世帯の状況 10
２　玉川村の介護保険事業の状況 11
（１）被保険者数の推移 11
（２）要支援・要介護認定者数の推移 12
（３）認定率の推移 13
（４）介護サービスの利用状況 14
（５）介護サービス給付費の状況 16
（６）第１号被保険者１人当たりの給付月額 19
（７）第８期介護保険事業費の計画値と実績値 20
３　日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査結果 25
（１）調査の概要 25
（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 26
（３）在宅介護実態調査 32
第３章　計画の基本的考え方 35
１　基本理念 35
２　基本目標 36

３　計画の体系 38
（１）施策体系図 38
（２）施策と事業・取組の体系表 39
４　日常生活圏域の設定 40
第４章　高齢者が元気に暮らせるまちづくり 41
１　地域共生社会の実現 41
２　健康づくりの推進 42
（１）保健事業 42
（２）村民健康管理事業 45
（３）特定健康診査・特定保健指導 45
３　介護予防サービスの充実 46
（１）介護予防・生活支援サービス事業 46
（２）一般介護予防事業 48
４　生きがいづくりと社会参加 51
（１）生涯学習・文化活動の推進 51
（２）スポーツ活動の推進 52
（３）就業等の支援 53
（４）社会参加支援 54
第５章　高齢者が安心に暮らせるまちづくり 55
１　医療・介護・保健・福祉の連携 55
（１）地域包括支援センターの運営支援 55
（２）在宅医療・介護連携の推進 57
２　住宅対策・公共施設 58
（１）住宅対策 58
（２）公共施設・公共空間のバリアフリー化 59
３　移動・道路対策 59
（１）道路・交通施設の整備 59
（２）交通安全対策の充実 59
４　防犯・防災・感染症対策 60
（１）防犯対策 60
（２）防災対策 61
（３）感染症対策 62
第６章　高齢者やその家族を地域で支えるまちづくり 63
１　認知症対策の推進 63
（１）認知症理解のための普及啓発・本人発信 63

（２）相談支援体制の充実 64
（３）認知症家族介護者への支援の充実 64
（４）医療連携・早期対応の推進 64
２　高齢者虐待防止対策の推進 65
３　高齢者とその家族の生活支援 66
（１）成年後見制度の利用促進 66
（２）寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 67
（３）緊急通報システム運営事業 67
（４）家族介護支援事業 68
（５）その他の生活支援事業 69
４　介護保険サービスの適切な提供 70
（１）居宅サービス 70
（２）地域密着型サービス 76
（３）施設サービス 79
（４）総給付費 80
（５）介護給付費等費用適正化事業 81
（６）介護人材の確保に向けた取組の推進 83
第７章　介護保険料の算定 84
（１）所得段階別高齢者人口 84
（２）標準給付額 85
（３）地域支援事業費 85
（４）介護保険事業費の財源内訳 86
（５）介護保険料の推計 87
（６）介護保険料の保険料 88
第８章　計画を円滑に進めるための方策 89
１　介護サービスの円滑な提供 89
（１）サービス提供事業者間の連携の促進 89
（２）サービス利用者への情報提供などの支援 89
（３）苦情処理体制 89
（４）データ利活用における個人情報の取扱への配慮 90
（５）保険者機能強化推進交付金等を活用した取り組み 90
２　地域の福祉体制の整備 91
３　計画の推進体制の整備 91
４　情報提供体制の整備 91
５　制度の普及啓発 91

６　計画の達成状況の点検及び評価 92
（１）進行管理 92
（２）事業の点検・評価 92
資　料 109
資料１　玉川村介護保険事業計画等策定審議会設置要綱 107
資料２　玉川村介護保険事業計画等策定審議会委員名簿 109
資料３　計画の策定経過 110

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

介護保険制度は、高齢化の進展や核家族化の進行など社会状況の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支え合うため、2000 年（平成 12 年）に創設されました。その後現在に至るまで、高齢者の暮らしを支える社会保障の中核として着実に機能し、必要不可欠な制度として定着が進んでいますが、一方で、サービス利用の増加や、要介護者等の増加・重度化に伴い、介護費用が急速に増大しており、介護保険運営における厳しさが年々増しているという現状にあります。

今後、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上になる 2025 年（令和７年）を迎え、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年（令和 22 年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速し、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は 2035 年（令和 17 年）頃まで顕著な増加傾向が見込まれています。これに伴った医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加が見込まれることから、医療・介護の連携性の確保が重要となり、各地域の中長期的な実情を踏まえた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと求められています。

また、85 歳以上人口の増加に伴って、認知症もしくは認知機能が低下した高齢者の増加も見込まれており、高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まっています。このように、介護サービス需要の変化が想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することに際し、高齢者介護を支える人的基盤の確保及び介護現場の生産性の向上を推進していく必要があります。

玉川村では、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取り組みを進めてきました。これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本村における中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者施策を総合的に推進していくための、『第９期高齢者福祉計画・玉川村介護保険事業計画』を策定します。

２　計画の位置づけ

（１）根拠法令等

本計画は、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法第 20 条の８に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定するものです。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

■高齢者福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

（２）他の計画等との関係

本計画は、本村における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものであり、上位計画である「第６次玉川村総合振興計画」をふまえるとともに、「元気なたまかわ健康 21 計画」などに基づく高齢者の健康維持に関する各種保健事業、「玉川村障害者計画・障害福祉計画」等の諸計画との整合を図り、高齢者施策を具体化する計画として策定します。

３　ＳＤＧｓとのかかわり

ＳＤＧｓとは、2015 年９月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

本村においても、17 の目標を踏まえて高齢者保健福祉施策を推進していきます。

４　計画の期間

本計画は、令和６年度から令和８年度までの３か年を計画期間としていますが、高齢人口がピークを迎え、15 歳～64 歳の生産年齢人口が急減するとされる令和 22(2040)年度を見据えて、中長期的な視点での地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図るための計画とします。

■計画の期間

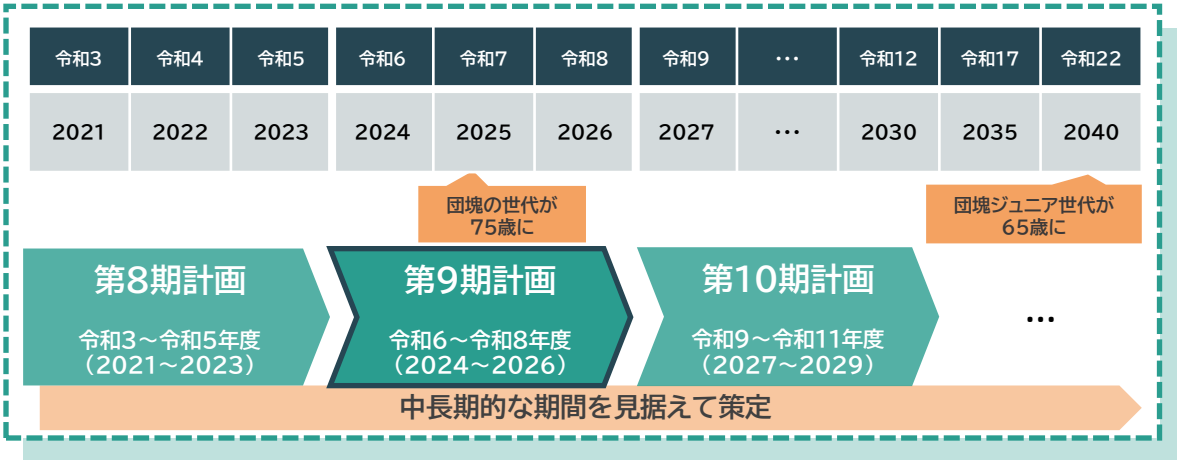

※団塊の世代：終戦後ベビーブームといわれる昭和 22 年～昭和 24 年の３年間に生まれた世代

５　計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行っています。

（１）玉川村介護保険事業計画等策定審議会

計画の策定、実施にあたっては、村民と行政が一体となった連携・協働が極めて重要であることから、計画策定過程における村民参加を積極的に推進するため、各分野の代表などで構成される「玉川村介護保険事業計画等策定審議会」において協議を行っています。

（２）庁内関係各課との連携および調整

高齢者に関連する施策は多様で、関連する各部署も多数に渡っています。計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となって、取り組みを進めることが望ましいことから、企画・総務部局や交通部局等との連携を図りながら、健康福祉課が関係各課に対してヒアリング等を行い調整しています。

（３）村民の意見やニーズの把握

計画策定に先立ち「日常生活圏域ニーズ調査」・「在宅介護実態調査」を実施し、村民の健康状態や在宅で介護を受けている高齢者の介護保険サービスの利用状況及び今後の利用意向を把握するとともに、村の施策に対する意見などを尋ねています。本計画では、要支援・要介護認定者を含む高齢者等の実態と村民ニーズを把握し、これらを反映しています。

（４）パブリックコメントの実施

本計画に対する村民の意見を広く聴取するために、令和６年２月１日から令和６２月 16 日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行っています。

６　第９期計画策定のポイント

第９期介護保険事業計画における基本指針のポイントは以下のとおりです。

1　介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

●中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、**地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保**していく必要。

●**医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加**を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化**が重要。

●**中長期的なサービス需要の見込み**をサービス提供事業者を含め、地域の**関係者と共有**し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要。

② 在宅サービスの充実

●**居宅要介護者の在宅生活を支えるため**の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など**地域密着型サービスの更なる普及。**

●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進**することが重要。

●居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による**在宅療養支援の充実。**

2　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

●地域包括ケアシステムは**地域共生社会の実現**に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、**地域住民や多様な主体による**介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、**総合事業の充実を推進。**

●**地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備**を図るとともに、**重層的支援体制整備事業**において属性や世代を問わない**包括的な相談支援等を担う**ことも期待。

●認知症に関する正しい知識の普及啓発により、**認知症への社会の理解を深める**ことが重要。

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

●**給付適正化事業**の取組の**重点化・内容の充実・見える化。**

3　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

●介護人材を確保するため、**処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備**などの取組を総合的に実施。

●都道府県主導の下で**生産性向上に資する様々な支援・施策**を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、**人材や資源を有効に活用。**

●介護サービス事業者の**財務状況等の見える化**を推進。

第２章　高齢者と要支援・要介護認定者の現状

１　人口と高齢者の現状

（１）人口動態

住民基本台帳から本村の人口推移をみると、総人口の減少が続いており、令和５年９月末日現在の総人口は 6,225 人となっています。

年齢３区分別に人口推移をみると、平成 30 年以降、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向で推移していますが、老年人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

また、年齢３区分別人口割合をみても、同様の傾向にあり、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

さらに、令和５年９月末日現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、70 歳から 74 歳の人口構成が最も多く、今後数年間で後期高齢者の大幅な増加が見込まれます。

■年齢３区分人口の推移

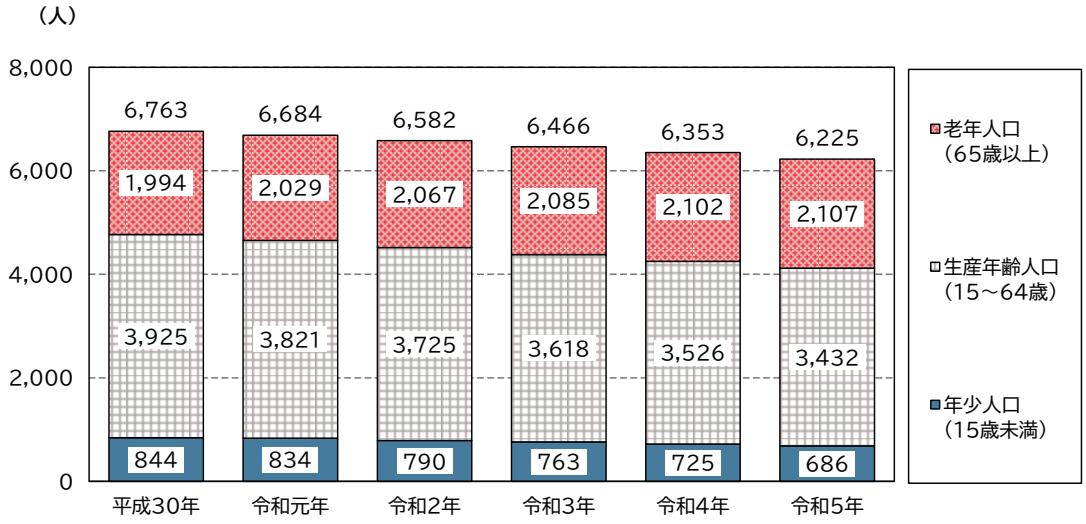

資料：住民基本台帳（各年９月末日現在）

■年齢３区分人口割合の推移

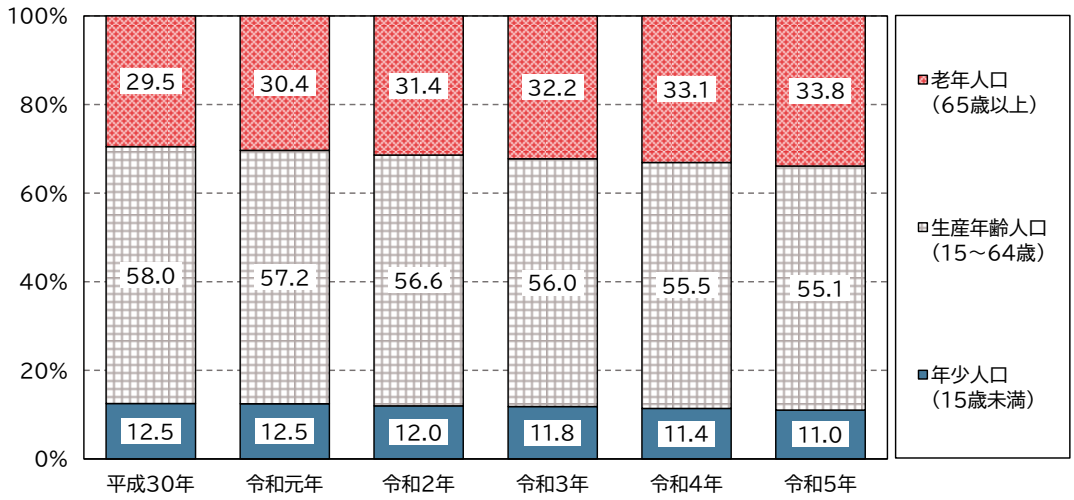

資料：住民基本台帳（各年９月末日現在）

※端数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

■人口ピラミッド

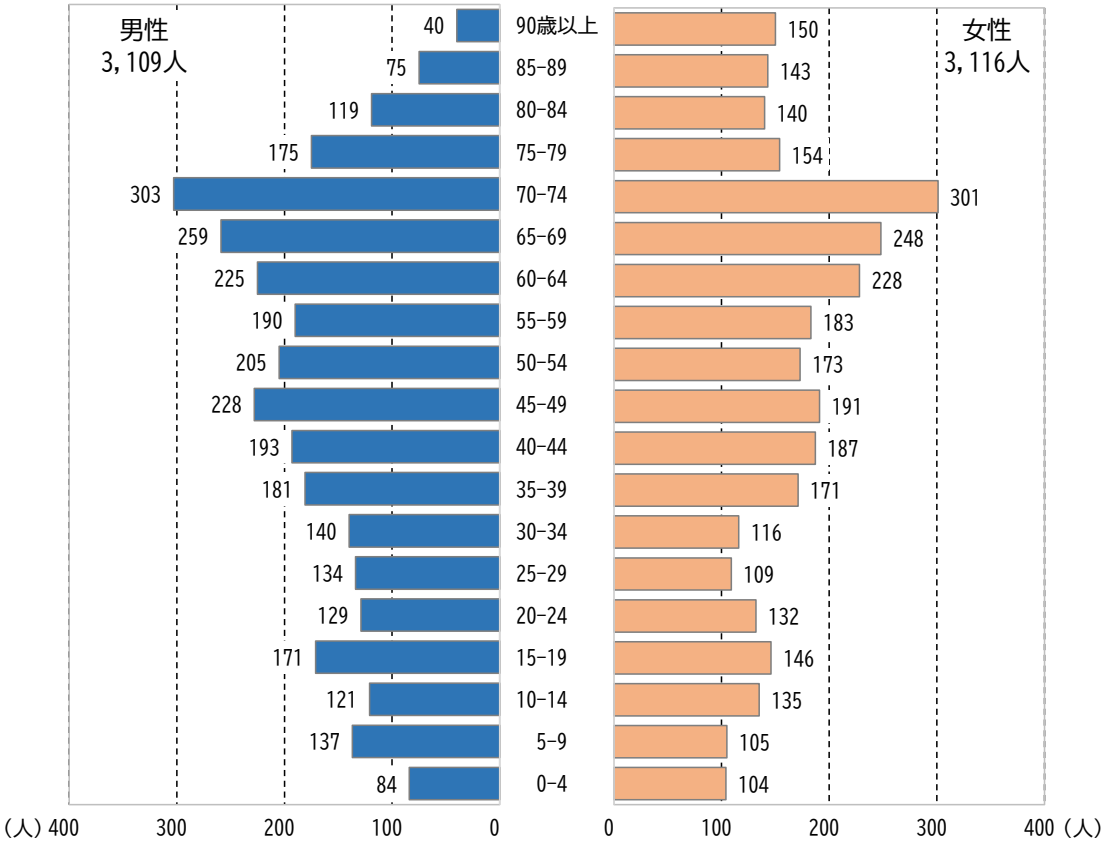

資料：住民基本台帳（令和５年９月末日）

（２）高齢者人口の推移

本村の高齢者について、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者、75 歳以上の後期高齢者の区分でその推移をみると、令和３年以降、後期高齢者が増加傾向となり、令和５年では、前期高齢者が減少に転じています。

また、その比率をみると、平成 30 年から令和３年にかけて後期高齢者は減少傾向、前期高齢者は増加傾向がみられますが、令和４年以降は後期高齢者が増加傾向、前期高齢者が減少傾向となっています。

■前期・後期高齢者数の推移

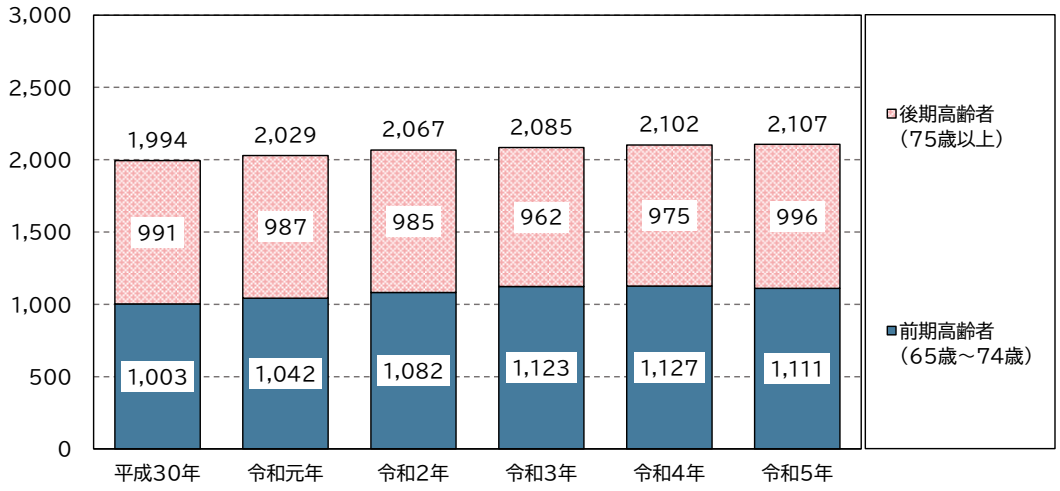

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

■前期・後期高齢者比率の推移

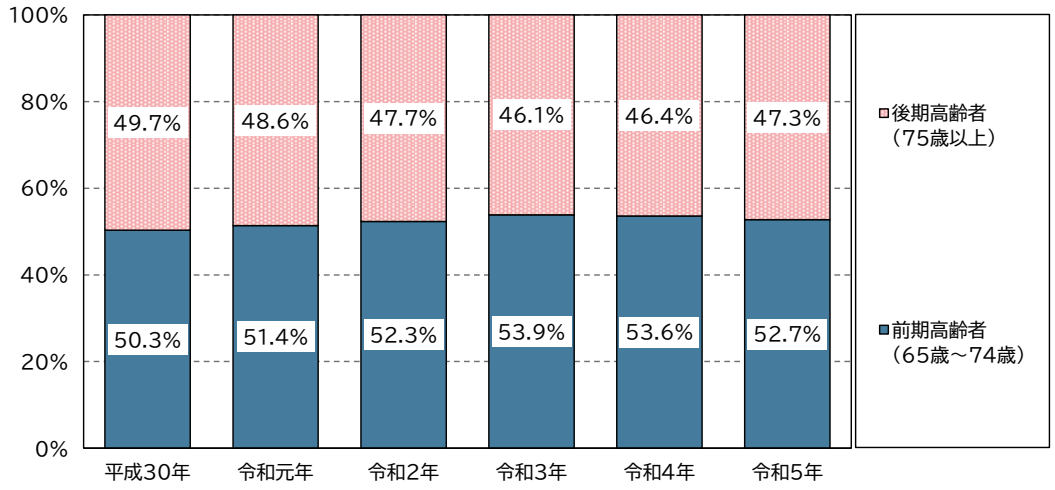

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（３）高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本村の世帯数の推移をみると、すべての項目で世帯数、比率いずれも増加しています。

■玉川村の世帯数の推移

	平成 27 年	令和２年	増減
全 世 帯 数	1,971 世帯	1,978 世帯	＋ 7
65 歳以上世帯員のいる世帯 （対全世帯数比）	1,145 世帯 （58.1%）	1,231 世帯 （62.2%）	＋86
高齢者単身世帯 （対全世帯数比）	111 世帯 （5.6%）	154 世帯 （7.8%）	＋43
高齢夫婦世帯 （対全世帯数比）	142 世帯 （7.2%）	182 世帯 （9.2%）	＋40

※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の世帯。

資料：国勢調査

２　玉川村の介護保険事業の状況

（１）被保険者数の推移

本村の介護保険被保険者数の推移をみると、平成 30 年以降は減少傾向で推移し、令和５年では 4,110 人となっています。

被保険者種類別にみると、第１号被保険者（65 歳以上）は増加傾向で推移しているのに対し、第２号被保険者（40-64 歳）は減少傾向で推移しており、令和３年以降は第１号被保険者数が第２号被保険者数を上回っています。

■玉川村の介護保険被保険者数の推移

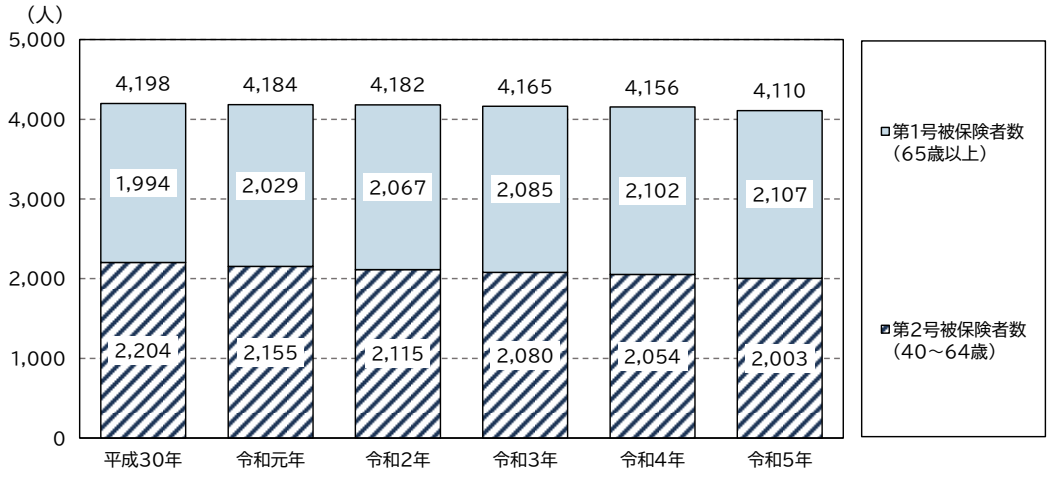

資料：住民基本台帳（各年９月末日現在）

（２）要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は横ばい傾向にあり、令和５年９月末現在で 332 人となっています。

また、要介護度別にみると、要支援１は増加傾向、要介護１は平成 30 年から令和３年にかけて増加したのち減少傾向、要支援２と要介護２～５では概ね横ばい傾向となっています。

要介護度別の構成比をみると、要支援１は増加傾向、要介護１では平成 30 年から令和３年にかけて増加したのち減少傾向となっており、要支援２と要介護２～５では概ね横ばい傾向となっています。

■玉川村の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）

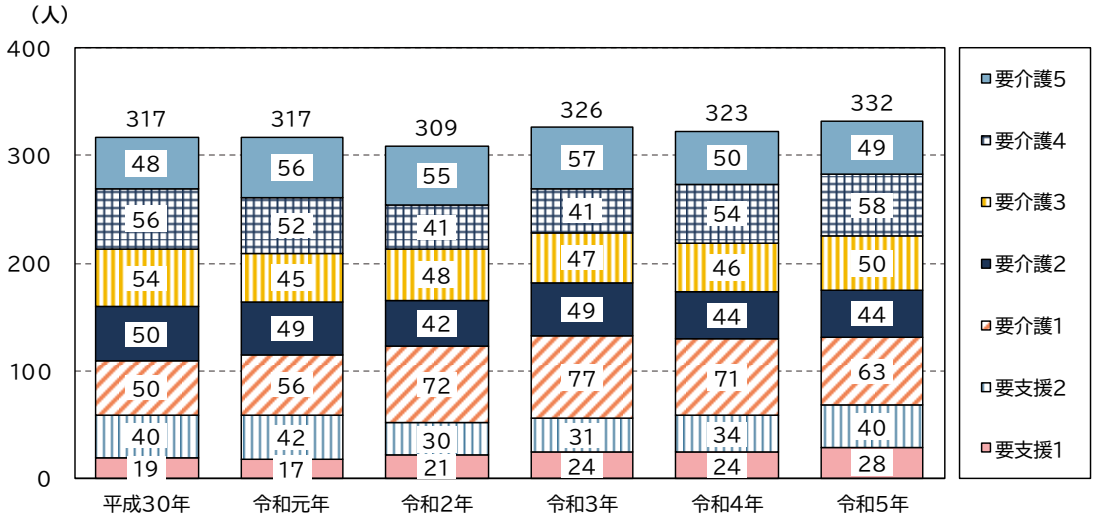

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

■玉川村の要支援・要介護度別の認定者構成比の推移

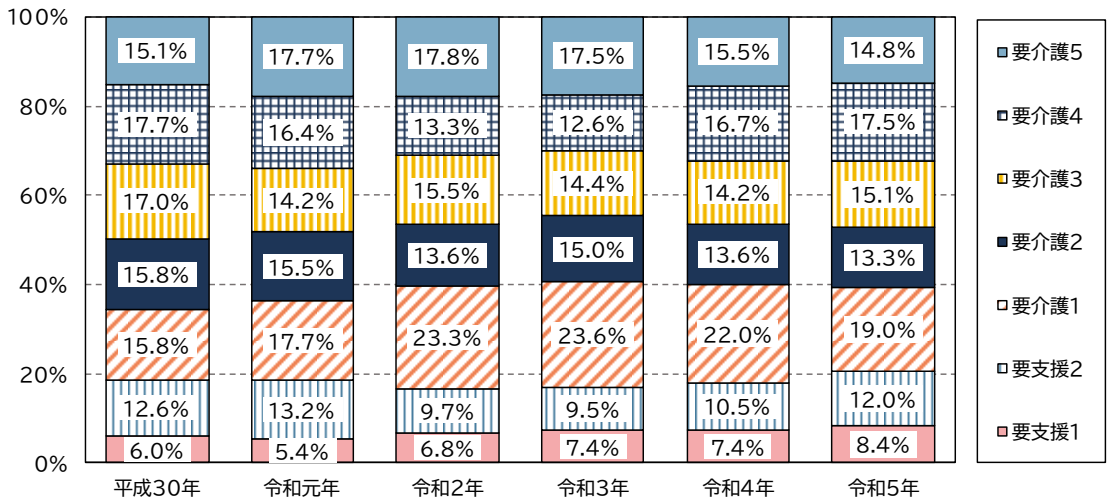

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

（３）認定率の推移

本村の認定率は減少傾向で推移しています。

県・国と比較すると、全ての年で県・国の割合を下回っており、令和５年では15.4%となっています。

■玉川村・福島県・全国の認定率の推移

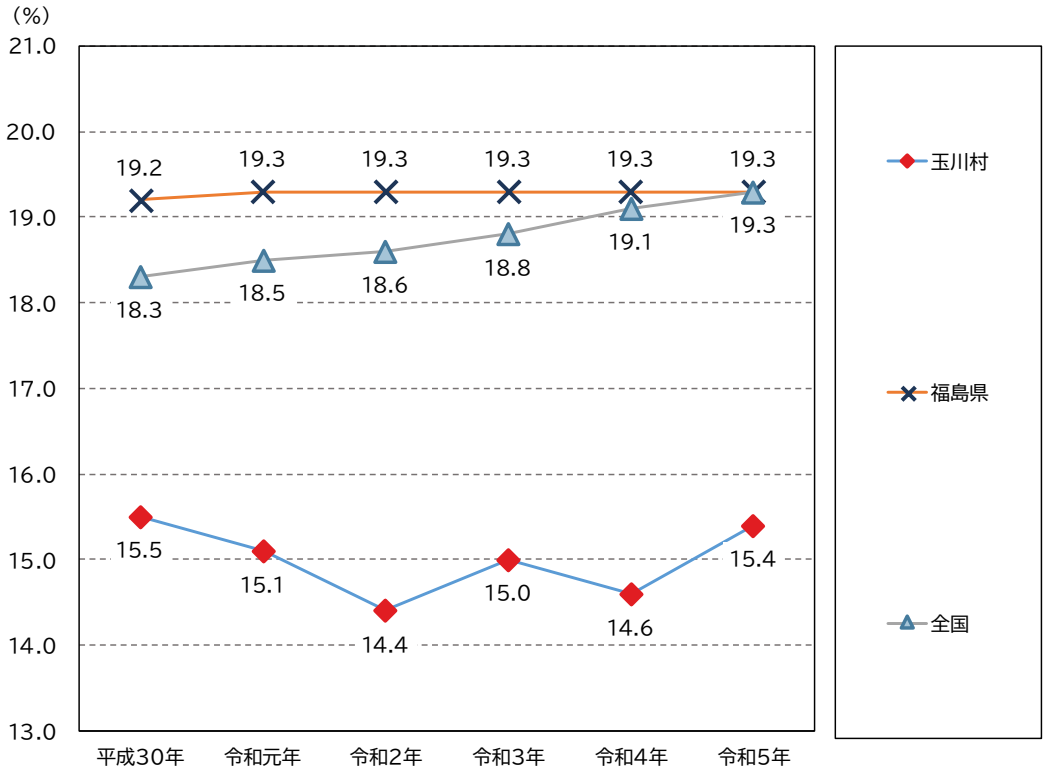

資料：見える化システム（各年９月末日現在）

（４）介護サービスの利用状況

①居宅サービス（介護給付）

要介護１から５の居宅サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は平成 30 年から令和４年まで横ばい傾向、受給率は令和元年から令和４年まで減少傾向になっています。

令和５年は、受給者（利用者）数が 166 人、受給率が 62.9%と、ともに前年から増加しています。

■居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移

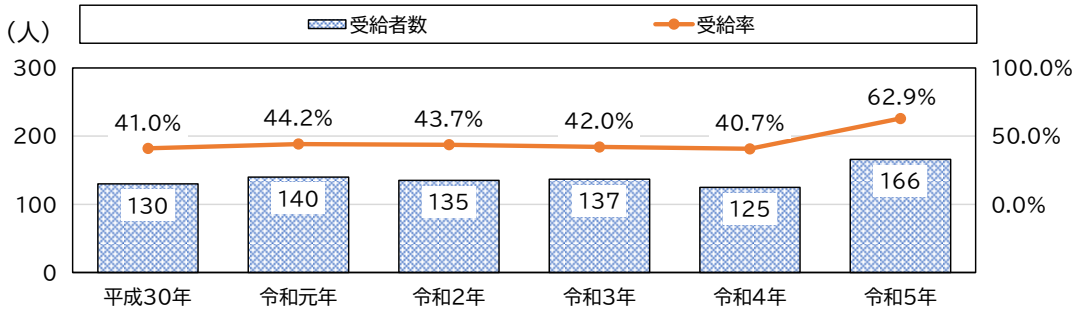

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

②介護予防サービス

介護予防サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率はともに増加傾向となっています。

■介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移

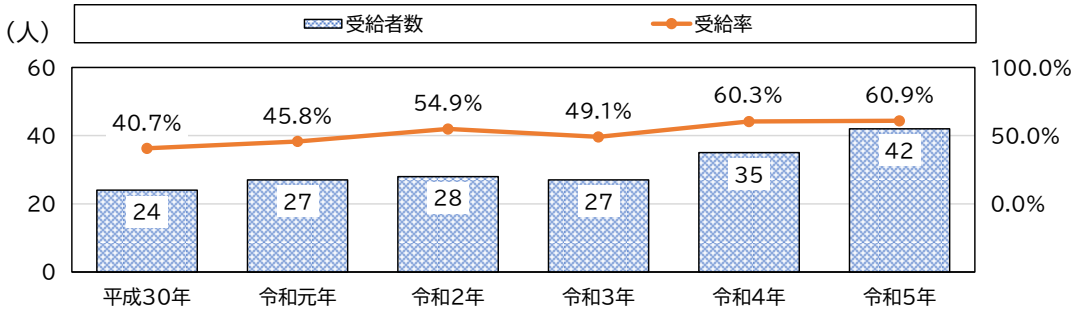

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

③地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率は平成30年以降横ばい傾向となっています。

■地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移

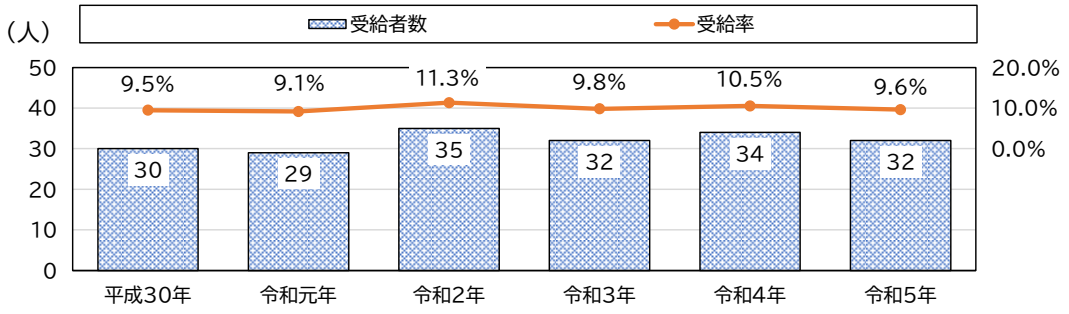

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

④施設サービス

施設サービスの利用状況について、受給者（利用者）数、受給率はともに平成30年から令和４年まで増加傾向で推移し、令和５年に減少しています。

また、受給者数の内訳をみると、令和５年９月末日現在で介護老人福祉施設53人、介護老人保健施設27人、介護療養型医療施設０人、介護医療院０人となっています。

■施設サービス受給者数とサービス受給率の推移

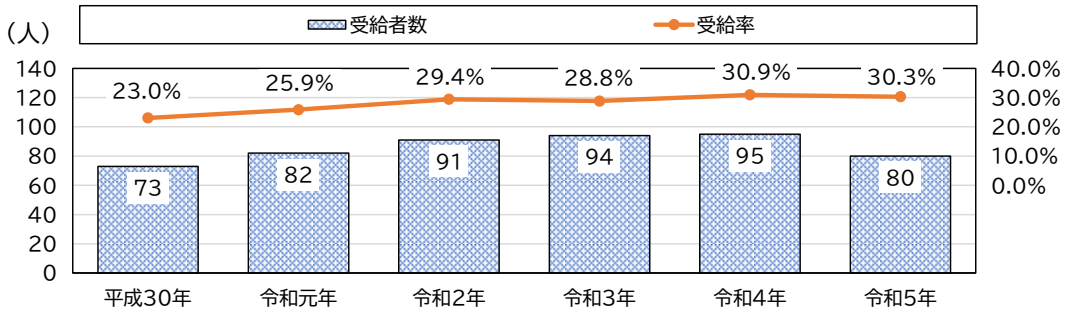

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末日現在）

■施設サービス受給者数の内訳　（人）

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
施設サービス利用者総数	73	82	91	94	95	80
介護老人福祉施設	47	56	58	62	61	53
介護老人保健施設	25	26	33	32	34	27
介護療養型医療施設	1	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0

資料：介護保険事業状況報告書（各年９月末現在）

（５）介護サービス給付費の状況

①介護サービス給付費の推移

介護サービス給付費の総計は、令和３年度までは増加傾向で推移し、令和４年度以降は減少傾向となっています。

体系別介護サービス給付費の構成比は、施設サービス給付費が各年概ね５割を占めています。

■体系別介護サービス給付費の推移

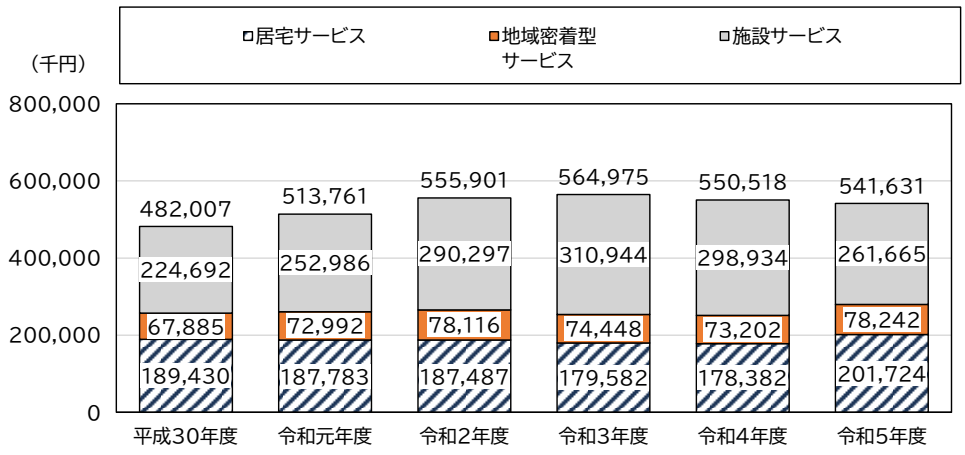

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

■体系別介護サービス給付費の構成比の推移

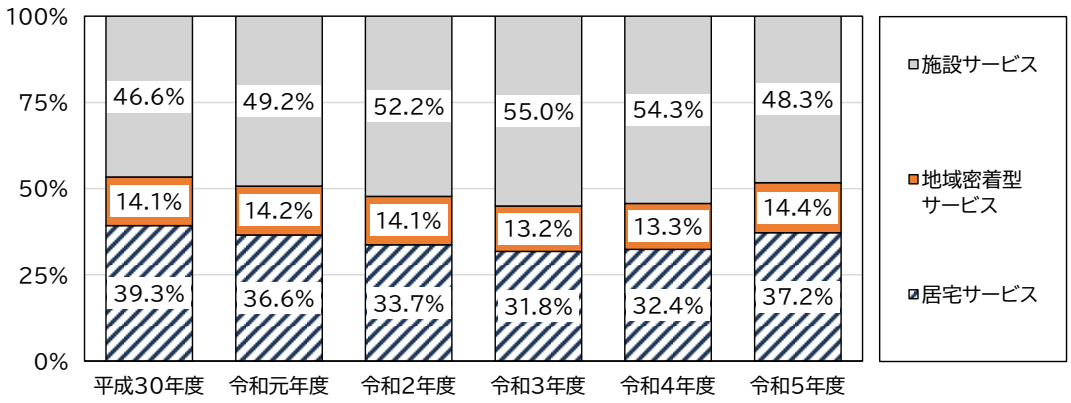

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

②居宅サービス給付費の内訳

居宅サービスの給付費は、令和４年度まで減少傾向で推移し、令和５年度は増加しています。また、介護予防サービス給付費は、概ね横ばい傾向で推移しています。

■玉川村の居宅サービス給付費の推移

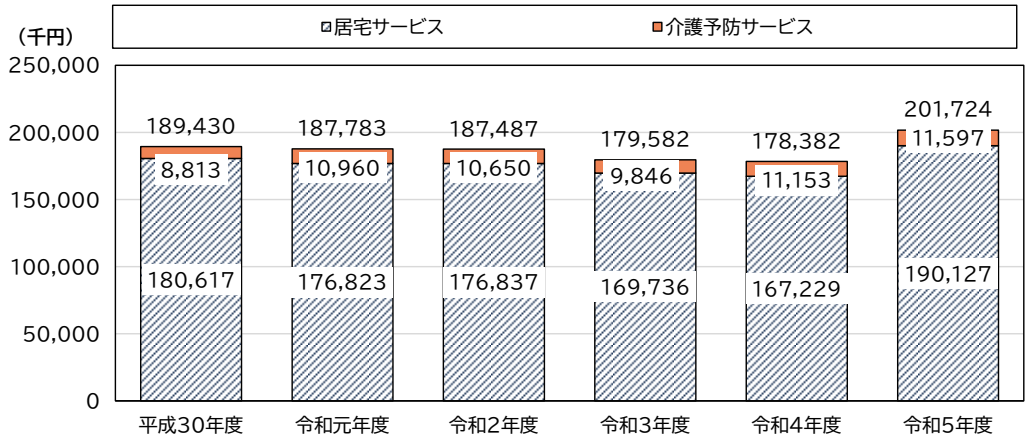

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

③地域密着サービス給付費の内訳

地域密着型サービスの給付費は、令和２年度まで増加傾向で推移していましたが、令和３年度から令和４年度にかけて減少傾向で推移し、令和５年度に再び増加しています。

地域密着型介護予防サービスの給付費は、概ね横ばい傾向で推移しています。

■玉川村の地域密着型サービス給付費の推移

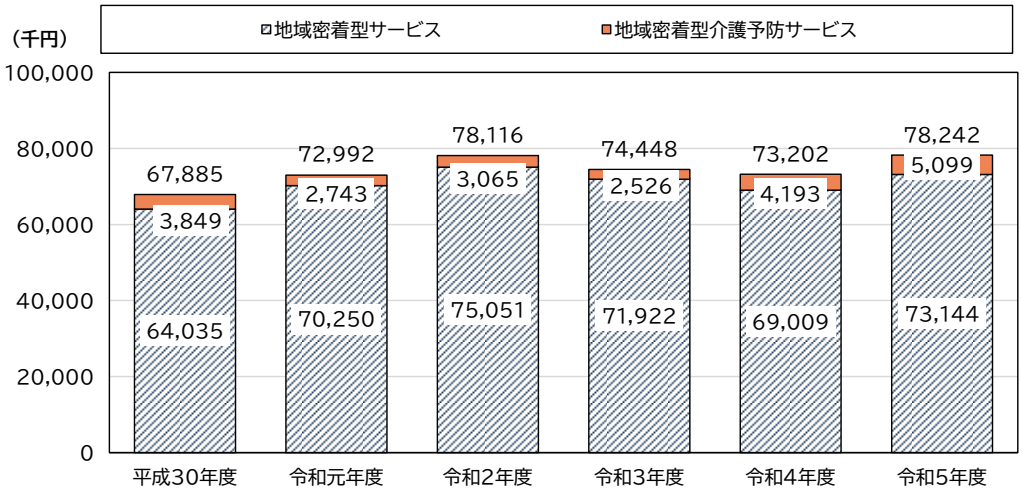

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

④施設サービス給付費の内訳

施設サービスの給付費は平成 30 年度から令和３年度にかけて増加し、令和４年度以降は減少傾向で推移しています。

令和５年度で廃止が決定している介護療養型医療施設の給付は平成 30 年度に 2,771 千円ありましたが、令和元年度以降は給付がありませんでした。

また、介護医療院は令和２年度に 1,066 千円、令和３年度に 6,340 千円、令和４年度に 1,263 千円の給付があり、令和５年度は給付がありませんでした。

■玉川村の施設サービス給付費の推移

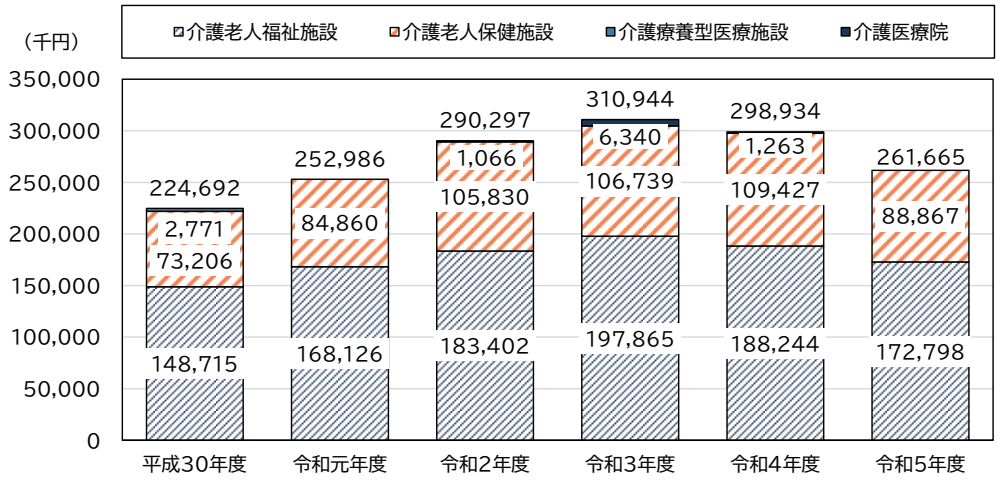

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護老人福祉施設	148,715	168,126	183,402	197,865	188,244	172,798
介護老人保健施設	73,206	84,860	105,830	106,739	109,427	88,867
介護療養型医療施設	2,771	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	1,066	6,340	1,263	0
合計	224,692	252,986	290,297	310,944	298,934	261,665

資料：介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

（６）第１号被保険者１人当たりの給付月額

本村の第 1 号被保険者 1 人当たりの給付月額は、平成 30 年度から令和３年度までは増加傾向がみられ、令和３年度には 22,469 円となっていましたが、令和４年度の給付月額は前年から 581 円減少の 21,888 円となっています。

なお、国、県と比較すると、すべての年度において低い水準で推移しています。

■第１号被保険者１人当たりの給付月額、国、県との比較

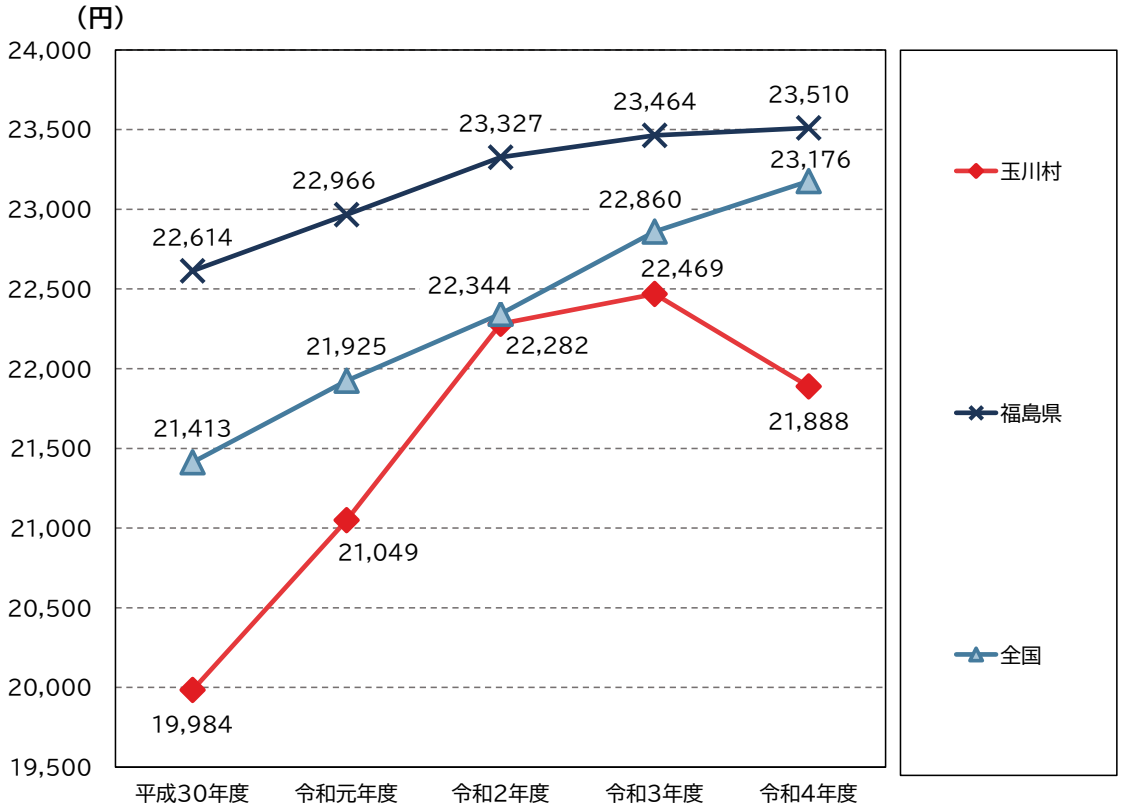

資料：見える化システム

（７）第８期介護保険事業費の計画値と実績値

①介護保険事業費

第８期計画期間の標準給付費の対計画比をみると、令和３年度は 98.8%、令和４年度は 95.7%、令和５年度は 92.0%と減少傾向で推移しています。

費用の中心となるサービス給付費をみると、全てのサービスで概ね横ばいの傾向となっています。

■介護保険事業費の計画値と実績値　（単位:千円）

		令和3年度			令和4年度			令和５年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
サービス給付費	居宅サービス給付費	169,348	147,353	87.0%	168,675	145,080	86.0%	170,877	167,005	97.7%
	介護予防サービス給付費	11,422	8,446	73.9%	11,290	9,487	84.0%	11,290	9,664	85.6%
	地域密着型サービス給付費	71,124	74,448	104.7%	71,163	73,202	102.9%	71,163	78,242	109.9%
	施設サービス給付費	295,040	310,944	105.4%	295,205	298,934	101.3%	295,205	261,665	88.6%
	居宅介護支援（介護予防支援）給付費	25,414	23,783	93.6%	25,923	23,815	91.9%	26,130	25,055	95.9%
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	34,318	35,880	104.6%	36,785	29,874	81.2%	42,477	24,690	58.1%
	高額介護サービス費等給付額	11,604	14,288	123.1%	12,135	13,473	111.0%	12,713	9,598	75.5%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	1,000	503	50.4%	833	1,183	142.1%	694	1,232	177.7%
	審査支払手数料	442	434	98.3%	448	433	96.7%	454	443	97.6%
	地域支援事業費	39,659	35,359	89.2%	39,725	38,339	96.5%	39,796	39,591	99.5%
標準給付費計		659,370	651,439	98.8%	662,182	633,820	95.7%	670,799	617,186	92.0%

資料：計画値は見える化システム

実績値は介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

※各サービスの実績値は千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない箇所があります。次ページからにおいても同じ。

②居宅サービス給付費（介護給付）

居宅サービス給付費（介護給付）の対計画比をみると、全ての年度で給付額が８割～９割程と計画値に近い実績となっています。

サービス別にみると、実績値が計画値を大きく下回っていたのは、令和３年度では訪問看護と居宅療養管理指導、令和４年度では訪問入浴介護と訪問看護、居宅療養管理指導となっており、令和５年度は訪問看護が大きく下回ると見込まれています。

また、実績値が計画値を大きく上回っていたのは、令和３年度と令和４年度では、訪問リハビリテーションと短期入所療養介護(老健)、特定福祉用具購入費となっており、令和５年度では訪問入浴介護、短期入所生活介護が大きく上回ると見込まれています。

居宅介護支援給付費については、全ての年度で９割程と計画値に近い実績となっています。

■居宅サービス給付費の計画値と実績値　（単位:千円）

	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス	169,348	147,353	87.0%	168,675	145,080	86.0%	170,877	167,005	97.7%
①訪問介護	11,360	9,482	83.5%	10,609	9,842	92.8%	11,304	13,502	119.4%
②訪問入浴介護	3,608	2,919	80.9%	3,257	2,112	64.8%	3,581	6,021	168.1%
③訪問看護	7,847	2,766	35.3%	7,851	2,371	30.2%	7,851	2,808	35.8%
④訪問リハビリテーション	208	670	322.1%	208	573	275.5%	208	441	212.0%
⑤居宅療養管理指導	636	361	56.7%	636	379	59.7%	636	773	121.5%
⑥通所介護	67,788	55,773	82.3%	67,851	50,176	73.9%	68,828	62,467	90.8%
⑦通所リハビリテーション	18,142	15,983	88.1%	17,917	15,288	85.3%	17,682	10,456	59.1%
⑧短期入所生活介護	33,758	33,003	97.8%	33,973	35,259	103.8%	33,973	45,956	135.3%
⑨短期入所療養介護（老健）	7,842	9,607	122.5%	7,846	11,788	150.2%	7,846	6,565	83.7%
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	－	0	0	－	0	0	－
⑪福祉用具貸与	17,724	15,218	85.9%	18,092	15,585	86.1%	18,533	17,770	95.9%
⑫特定福祉用具購入費	435	490	112.6%	435	519	119.3%	435	246	56.6%
⑬住宅改修	0	1,081	－	0	1,188	－	0	0	－
⑭特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
居宅介護支援	23,756	22,383	94.2%	24,317	22,149	91.1%	24,524	23,122	94.3%

資料：計画値は見える化システム

実績値は介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

③介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費(予防給付)の対計画比をみると、僅かに増加傾向で推移し、令和５年度では 85.6%を見込んでいます。

サービス別にみると、実績値が計画値を大きく下回ったのは、令和３年度は介護予防通所リハビリテーションと介護予防福祉用具貸与、令和４年度は介護予防通所リハビリテーションとなっており、令和５年度は介護予防短期入所生活介護が大きく下回ると見込まれています。

また、実績値が計画値を大きく上回ったサービスは全ての年度でみられませんでした。

介護予防支援給付費の対計画比は、令和３年度は 84.4%、令和４年度は 103.7%、令和５年度は 120.3%と増加傾向になっています。

■介護予防サービス給付費の計画値と実績値　（単位:千円）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス	11,422	8,446	73.9%	11,290	9,487	84.0%	11,290	9,664	85.6%
①介護予防訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
②介護予防訪問看護	0	420	－	0	319	－	0	260	－
③介護予防訪問リハビリテーション	0	100	－	0	68	－	0	0	－
④介護予防居宅療養管理指導	0	28	－	0	28	－	0	112	－
⑥介護予防通所リハビリテーション	6,130	3,246	53.0%	6,133	3,634	59.3%	6,133	4,828	71.6%
⑦介護予防短期入所生活介護	2,030	1,673	82.4%	2,031	2,010	99.0%	2,031	1,198	43.0%
⑧介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	－	0	0	－	0	0	－
⑨介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	－	0	0	－	0	0	－
⑩介護予防福祉用具貸与	3,262	2,305	70.7%	3,126	3,057	97.8%	3,126	3,267	105.2%
⑪特定介護予防福祉用具購入費	0	130	－	0	113	－	0	0	－
⑫介護予防住宅改修	0	545	－	0	258	－	0	0	－
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防支援	1,658	1,400	84.4%	1,606	1,665	103.7%	1,606	1,933	120.3%

資料：計画値は見える化システム

実績値は介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

④地域密着型サービス給付費（介護給付・予防給付）

地域密着型サービスの計画値と実績値をみると、令和３年度は実績値が計画値を上回り、令和４年度と令和５年度は対計画比９割強と計画値に近くなっています。

サービス別にみると、実績値が計画値を大きく上回ったのは、令和４年度と令和５年度の認知症対応型共同生活介護となっています。また、実績値が計画値を大きく下回ったサービスは全ての年度でみられませんでした。

地域密着型介護予防サービスの計画値と実績値をみると、令和３年度は対計画比43.8%と実績値が計画値を大きく下回りましたが、令和４年度では90.9%、令和５年度では110.5%と増加傾向で推移しています。

■ 地域密着型サービス給付費の計画値と実績値　（単位:千円）

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス	71,124	71,922	101.1%	71,163	69,009	97.0%	71,163	73,144	102.8%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2,414	－	0	2,435	－	0	2,463	－
②夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
③地域密着型通所介護	3,342	3,615	108.2%	3,343	3,815	114.1%	3,343	2,841	85.0%
④認知症対応型通所介護	0	1,618	－	0	1,114	－	0	0	－
⑤小規模多機能型居宅介護	55,048	48,562	88.2%	55,079	39,275	71.3%	55,079	49,428	89.7%
⑥認知症対応型共同生活介護	12,734	12,920	101.5%	12,741	19,574	153.6%	12,741	18,411	144.5%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	2,793	－	0	2,796	－	0	0	－
⑨複合型サービス	0	0	－	0	0	－	0	2,463	－
地域密着型介護予防サービス	5,766	2,526	43.8%	4,615	4,193	90.9%	4,615	5,099	110.5%
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－
②介護予防小規模多機能型居宅介護	5,766	2,526	43.8%	4,615	4,193	90.9%	4,615	5,099	110.5%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	－	0	0	－	0	0	－

資料：計画値は見える化システム

実績値は介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

⑤施設サービス給付費

施設サービス給付費の計画値と実績値をみると、令和３年度と令和４年度で実績値が計画値を僅かに上回り、令和５年度では 88.6%と計画値に近い見込みとなっています。

施設サービス別にみると、全ての年度で概ね計画値に近い実績となっています。

また、介護医療院は計画値として見込んでいませんでしたが、全ての年度で利用実績がありました。

■ 施設サービス給付費の計画値と実績値　（単位:千円）

	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護保険施設サービス	295,040	310,944	105.4%	295,205	298,934	101.3%	295,205	261,665	88.6%
①介護老人福祉施設	177,107	197,865	111.7%	177,206	188,244	106.2%	177,206	172,798	97.5%
②介護老人保健施設	117,933	106,739	90.5%	117,999	109,427	92.7%	117,999	88,867	75.3%
③介護医療院	0	6,340	－	0	1,263	－	0	0	－
④介護療養型医療施設	0	0	－	0	0	－	0	0	－

資料：計画値は見える化システム

実績値は介護保険事業状況報告書（令和５年度は見える化システム推計値）

３　日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査結果

（１）調査の概要

計画を策定するにあたり、本村の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護保険に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しています。

■調査対象・期間・方法

調査名	調査対象	調査期間	調査方法	調査件数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方	令和４年 11月 ～ 12月	郵送による配布・回収	1,748 件 （無作為抽出）
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け在宅で生活している方			139 件 （無作為抽出）

■回収の結果

調査名	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,168 件	66.8 %
在宅介護実態調査	100 件	71.9 %

（２）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①運動器の機能低下について

運動器の機能低下状況は、全体の 14.6%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85 歳以上の 39.8%が該当者となっています。

■年齢別運動器の機能低下状況

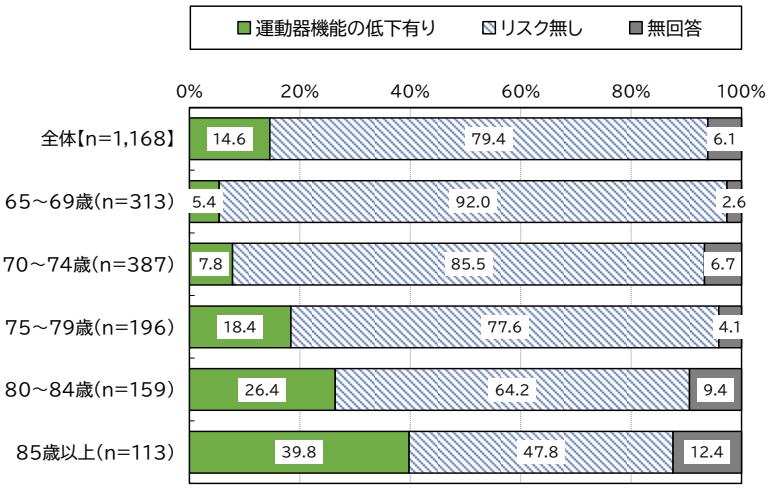

②転倒リスクについて

転倒リスク状況は、全体の 28.6%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85 歳以上の 39.8%が該当者となっています。

■年齢別転倒リスク状況

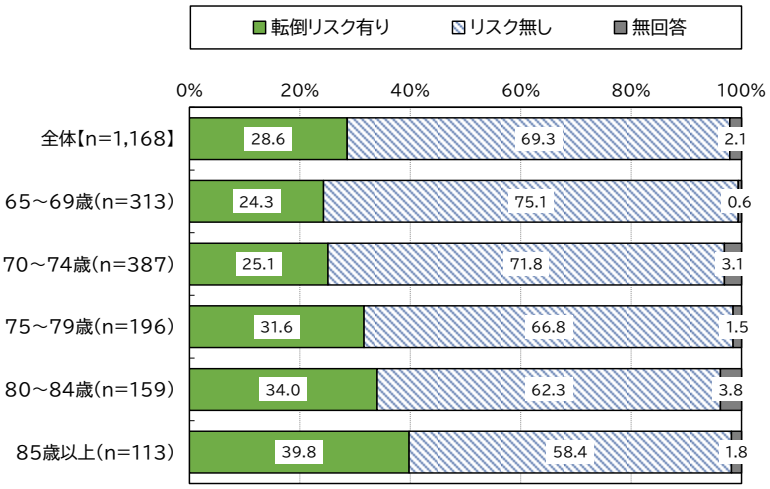

③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の 25.9%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85 歳以上の 46.0%が該当者となっています。

■年齢別閉じこもり傾向

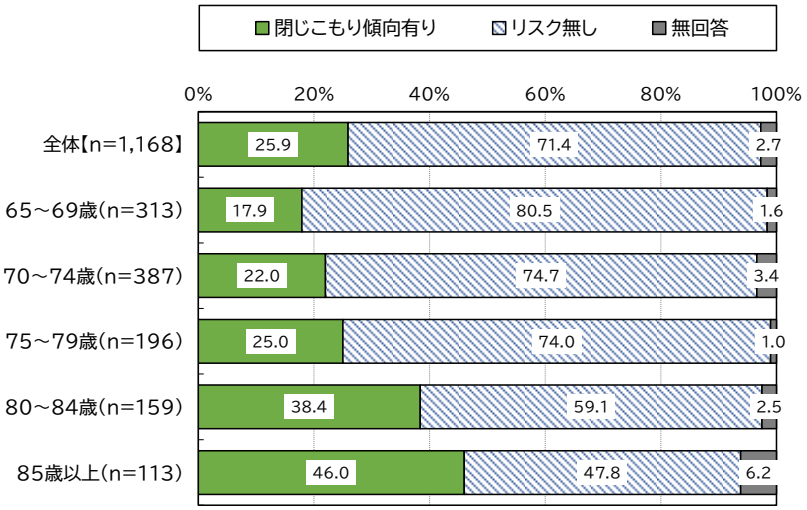

④低栄養傾向について

低栄養傾向の状況は、全体の 0.8%が該当者となっています。

年齢別では、80～84 歳の 1.9%が該当者となっています。

■年齢別低栄養傾向について

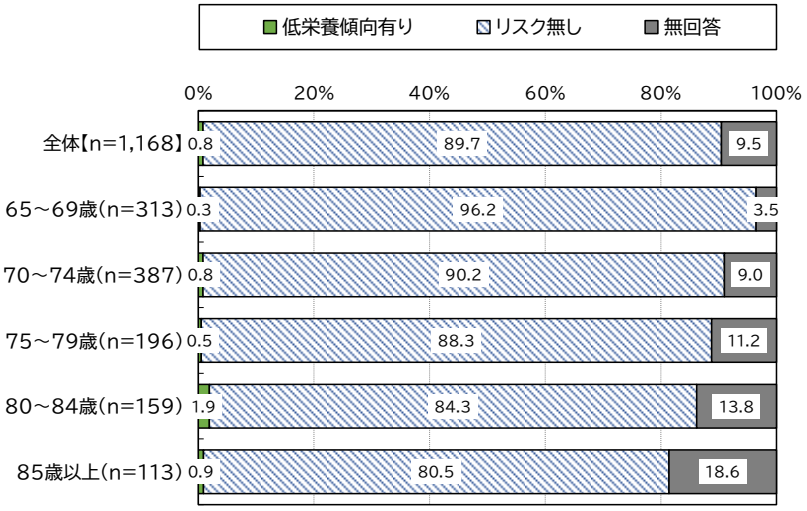

⑤口腔機能の低下について

口腔機能の低下状況は、全体の 22.8%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85 歳以上の 31.9%が該当者となっています。

■年齢別口腔機能の低下状況

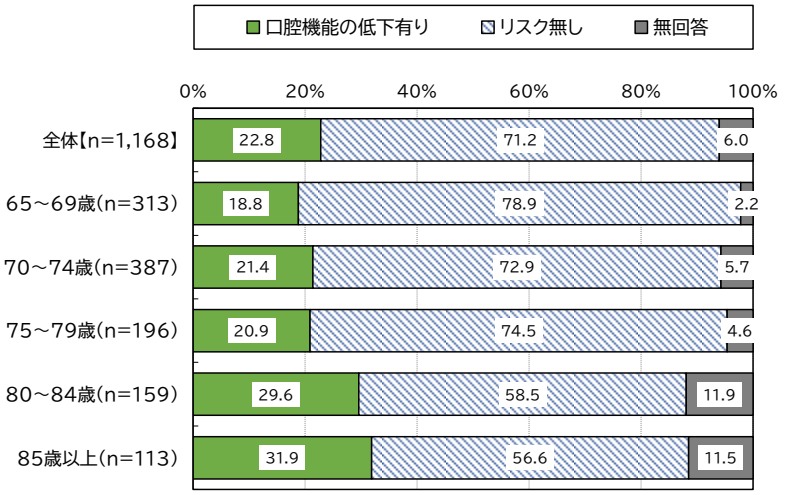

⑥認知機能の低下について

認知機能の低下状況は、全体の 47.1%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向となっており、85 歳以上の 59.3%が該当者となっています。

■年齢別認知機能の低下状況

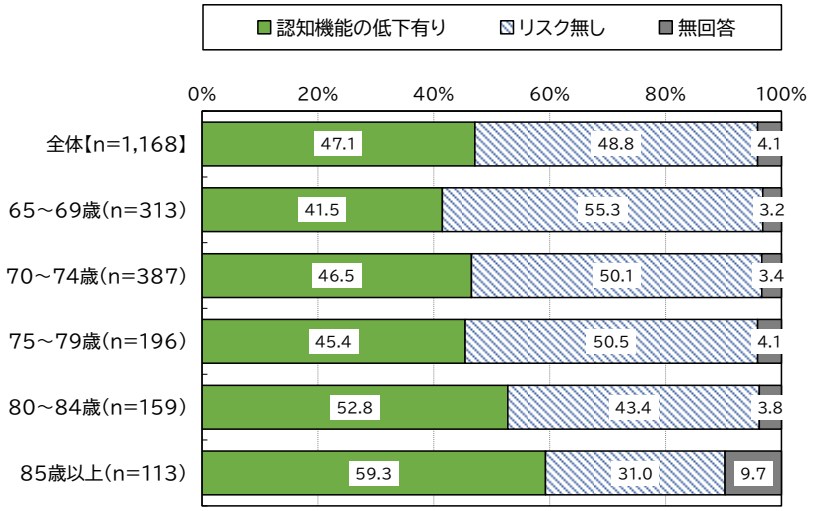

⑦ＩＡＤＬ※の低下について

ＩＡＤＬの低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とすると、全体の 11.4%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向にあり、85 歳以上の 42.5%が該当者となっています。

■年齢別ＩＡＤＬの低下について

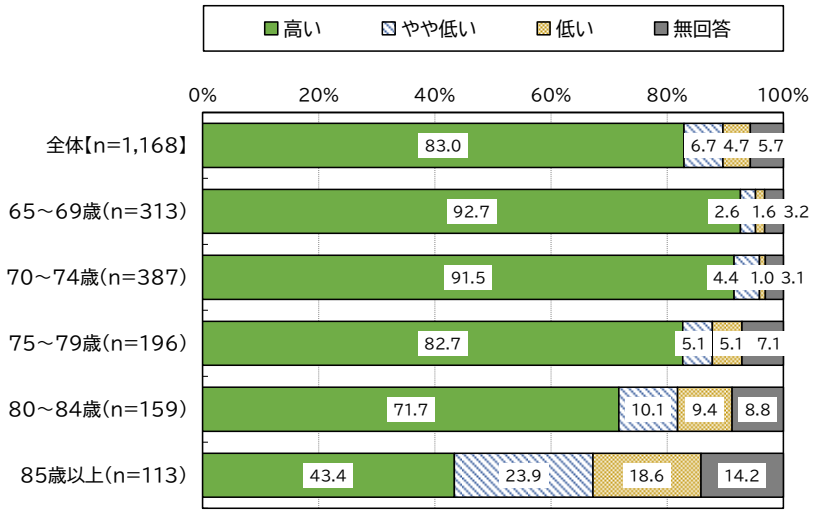

※IADL：日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のことです。

⑧知的能動性※の低下について

知的能動性の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とすると、全体の 35.0%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなる傾向にあり、85 歳以上の 47.8%が該当者となっています。

■年齢別知的能動性の低下状況について

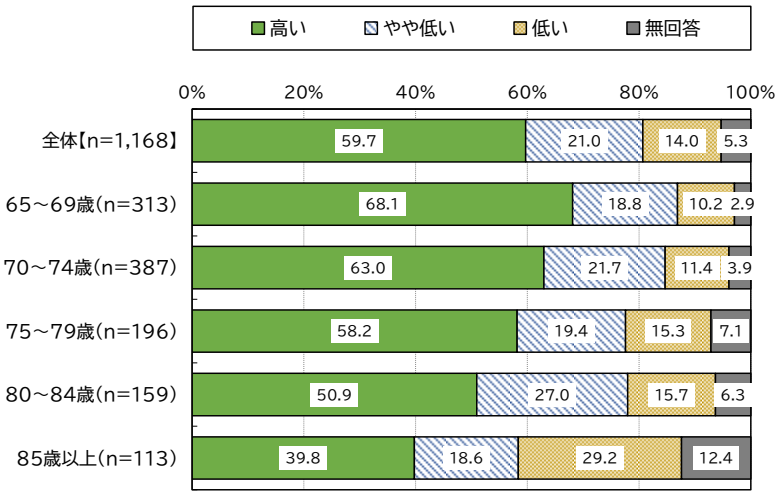

※知的能動性：情報を自ら収集して表現できる、探索、創作、余暇活動などの知的な活動をすることです。

⑨社会的役割の低下について

社会的役割の低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とすると、全体の 37.8%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなる傾向にあり、85 歳以上の 49.6%が該当者となっています。

■年齢別社会的役割の低下状況について

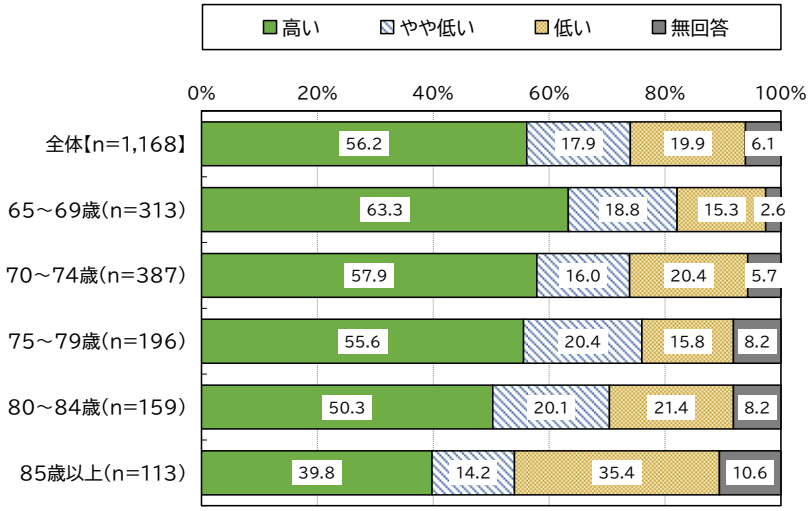

⑩うつ傾向について

うつ傾向は、全体の 36.1%が該当者となっています。

年齢別では、全体的にどの年代でも３～４割程度の人が該当者となっています。

■年齢別うつ傾向について

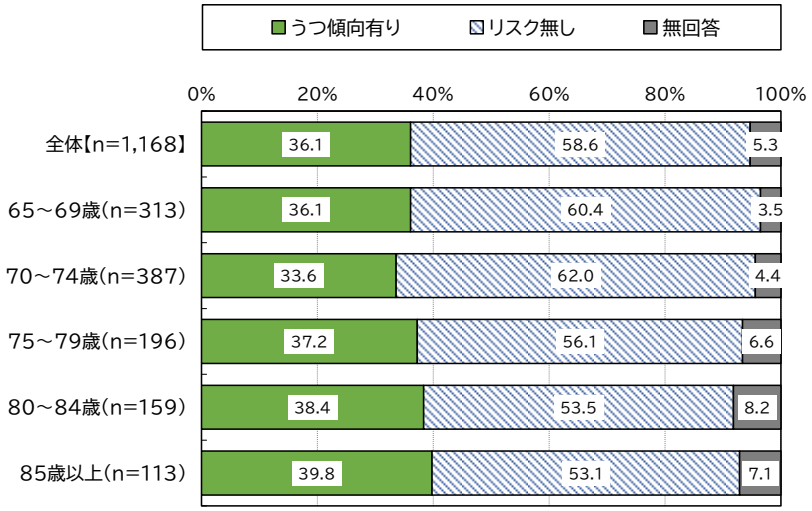

（３）在宅介護実態調査

①施設への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が 57.0%と最も多く、次いで「すでに入所・入居申し込みをしている」(22.0%)、「入所・入居を検討している」(21.0%) となっています。

■施設への入所・入居の検討状況

【n=100】

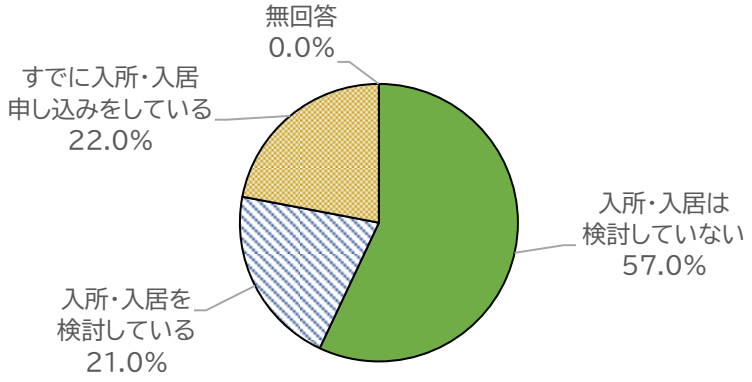

②在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉ﾀｸｼｰ等)」が 15.0%と最も多く、次いで「見守り、声かけ」(9.0%)、「配食」、「外出同行（通院、買い物など)」（ともに 8.0%）と続いています。

■在宅生活の継続に必要な支援・サービス

【n=100】

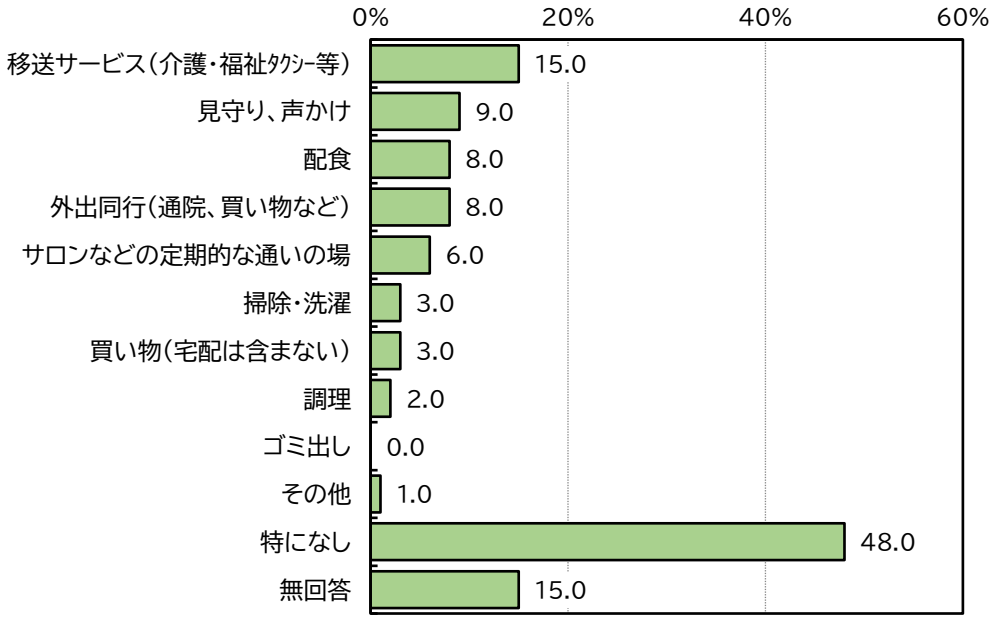

③介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方がいるかは、65.3%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

その他「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」(12.5%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」(6.9%)、「主な介護者が転職した」(2.8%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(1.4%）となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が 23.6%います。

■介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

【n=72】

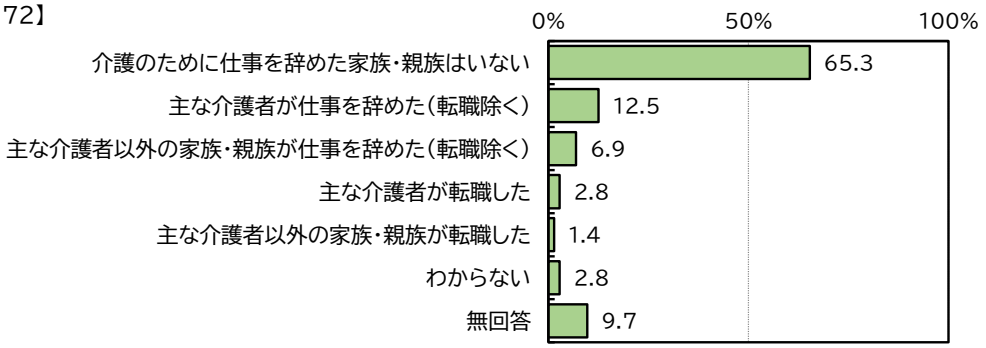

④主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60 代」が 40.3%と最も多く、次いで「50 代」(22.2%)、「70 代」(19.4%)、「40 代」、「80 歳以上」（ともに 8.3%)、「20 代」(1.4%）となっています。

■主な介護者の年齢

【n=72】

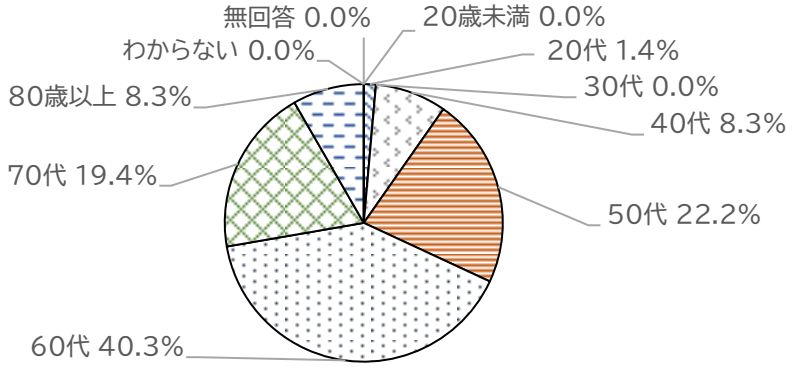

⑤主な介護者が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が 43.1%と最も多く、次いで「日中の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」（ともに 38.9%）、「食事の準備（調理等）」（29.2%）と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護等について

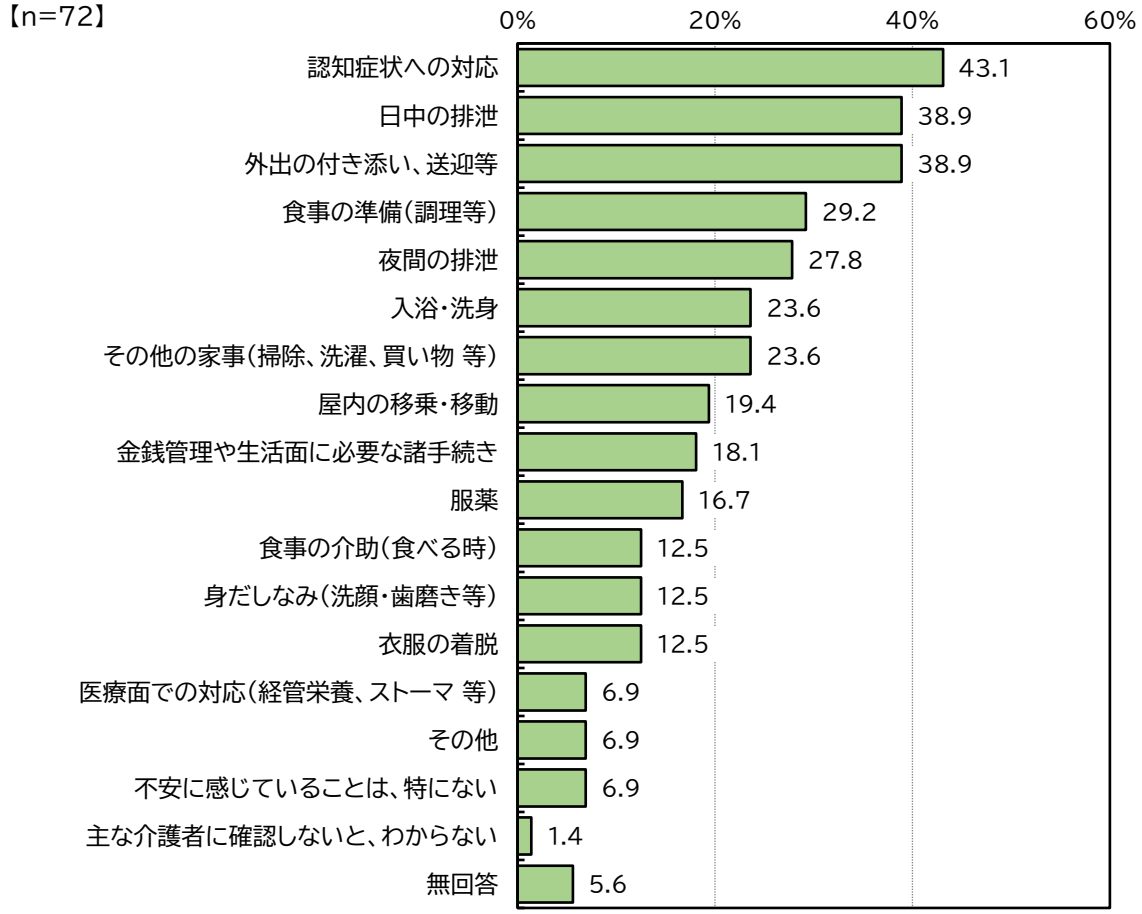

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

本計画の上位計画である玉川村振興計画基本構想では、本村の将来像を「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」とし、基本理念を「村民と 共に歩む育む 心豊かな村づくり」としています。

村内の高齢者の実情、介護保険事業の実施状況をふまえた本計画の基本理念は、前計画から引き継ぎ次のとおりに定めます。

ともに支え合い、安心して暮らし続けられるまち

“元気な”玉川

２　基本目標

基本理念のもと、本計画においては、本村における高齢者の暮らしの目指す姿として次の３つの基本目標を設定します。

基本目標１　　高齢者が元気に暮らせるまちづくり

- 地域共生社会の実現を目指し、住み慣れた地域で、支え合い、助け合いながら安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 高齢期の日常生活の不安として、基礎体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら健康づくりや介護予防・重度化防止事業を展開します。
- 高齢者の健康づくりを推進し、介護予防につなげるため、高齢者の心身の状態（自立、フレイル、要支援、要介護）を連続的に捉え支援するという観点から保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
- 生活機能等の維持のためには、社会との関わりを保つことも重要であることから、高齢者の自立支援や生きがいづくり、社会参加の促進を図ります。

基本目標２　　高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり

- 地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括支援センターを中心に、医療・介護・保健・福祉に係る全ての関係団体、関係機関との連携を強化します。
- 高齢者が安心して暮らしていくために、最も基礎的な生活基盤である住まいが確保され、快適かつ安全な生活環境が重要であることから、高齢者の居住の場の確保を図るとともに、暮らしやすい生活環境づくりを推進します。
- 高齢者が安心して外出できる環境は、社会参加と密接なつながりがあることから、移動・公共交通の充実等を検討するとともに、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

基本目標３　　高齢者やその家族を地域で支えるまちづくり

- 高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、関係各機関等の連携協力体制を整備します。
- 認知症または認知機能が低下した高齢者や身寄りのない高齢者の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、意思決定支援や権利擁護のための成年後見制度の利用促進に向けた体制整備などを図ります。
- 生活支援のための多様なサービスを組み合わせて展開することにより、高齢者本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤整備を推進します。
- 高齢者のニーズにきめ細やかに対応できる介護サービスの充実を図り、介護を支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上に向けた環境づくりを推進していきます。

３　計画の体系

（１）施策体系図

基本理念、基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。

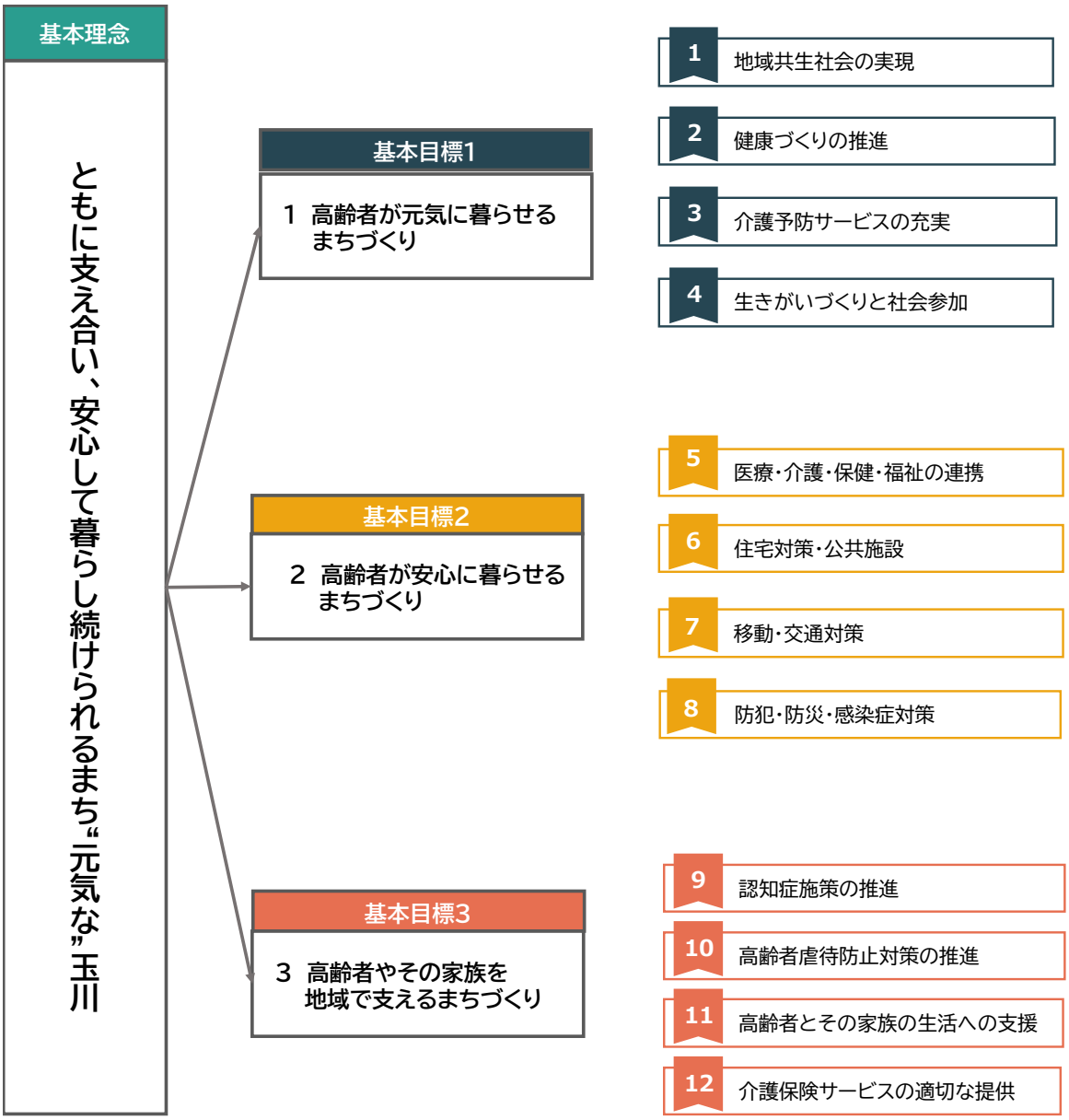

（２）施策と事業・取組の体系表

施策	事業･取組
1.地域共生社会の実現	①地域共生社会の実現
2.健康づくりの推進	①保健事業 ②村民健康管理事業 ③特定健康診査･特定保健指導
3.介護予防サービスの充実	①介護予防･生活支援サービス ②一般介護予防サービス
4.生きがいづくりと社会参加	①生涯学習･文化活動の推進 ②スポーツ活動の推進 ③就業等の支援 ④社会参加支援
5.医療･介護･保健･福祉の連携	①地域包括支援センターの運営支援 ②在宅医療･介護連携の推進
6.住宅対策･公共施設	①住宅対策 ②公共施設･公共空間のバリアフリー化
7.移動･交通対策	①道路･交通施設の整備 ②交通安全対策の充実
8.防犯･防災･感染症対策	①防犯対策 ②防災対策 ③感染症対策 ④災害･感染症発生時の介護サービス提供体制
9.認知症施策の推進	①認知症理解のための普及啓発･本人発信 ②相談支援の充実 ③認知症家族介護者への支援の充実 ④医療との連携及び早期対応の推進
10.高齢者虐待防止対策の推進	①高齢者虐待の防止
11.高齢者とその家族の生活への支援	①成年後見制度の利用促進 ②寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ③緊急通報システム運用事業 ④家族介護支援事業 ⑤その他の生活支援事業
12.介護保険サービスの適切な提供	①居宅サービス ②地域密着サービス ③施設サービス ④総給付費 ⑤介護給付費等費用適正化事業 ⑥介護人材の確保に向けた取組の推進

４　日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

玉川村の日常生活圏域　▶　村全域１圏域

本村における日常生活圏域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行った結果、第９期についても従来と同様、村全域を１圏域と設定します。

これに基づき、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

第４章　　高齢者が元気に暮らせるまちづくり

１　地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

現在は高齢化や人口減少等の影響により、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、人々の繋がりが弱まりやすい状況となっています。この繋がりを再構築し、複合的な問題を抱えた場合でも、誰もが役割を持ち、認め合い、支え合うことで、本人らしい生活を送ることができるような社会を目指していくことが求められています。

また、高齢者の介護ニーズを含め、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応していくために、公的支援や医療・介護・福祉の専門職による支援とともに、地域住民同士の支え合いや見守りの環境を整え、地域におけるセーフティネットを充実していくことが重要となります。

本村では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに対して主体的に取り組むことに加え、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と医療と介護の連携強化、さらに医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進に一体的に取り組んでいきます。

●地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

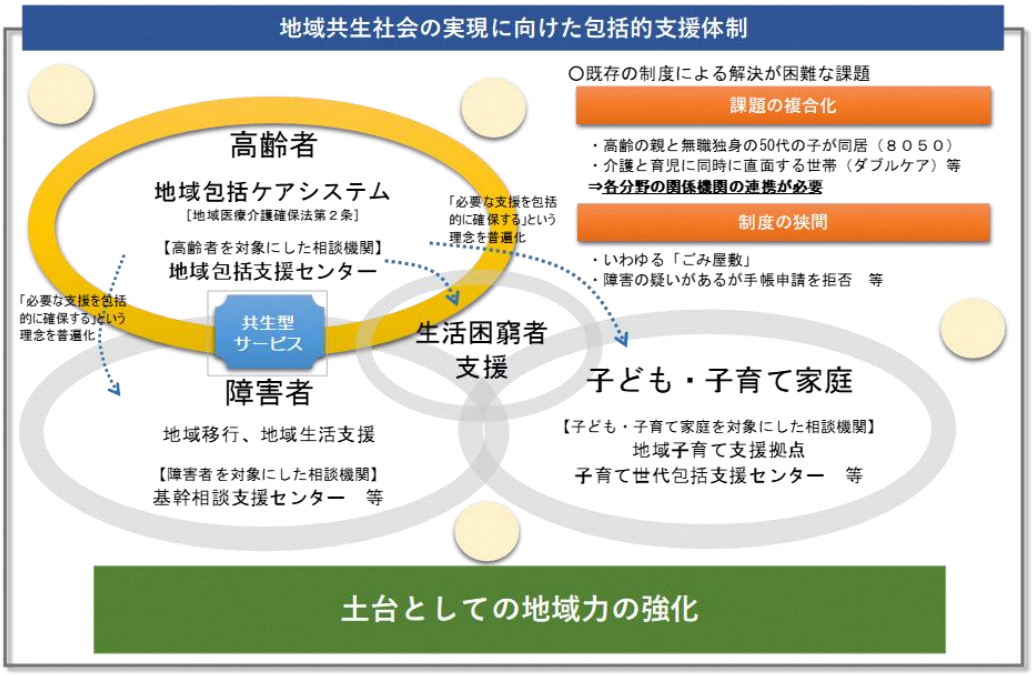

２　健康づくりの推進

高齢者に関わる保健事業は平成 20 年から高齢者医療確保法に基づき、主として健康増進法による事業及び国民健康保険事業が中心となっています。引き続き、各種がん検診、健康相談、健康教育等を実施し、村民の健康意識につなげていくとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施します。

（１）保健事業

①各種がん検診

事業・施策概要

村民に対してがんの早期発見・早期治療を目的とし、各種がん検診を個別検診や地域での集団検診により実施している事業です。

実施状況と今後の方向性

集団検診を基本として実施しています。また、追加検診として未受診者を対象とした集団検診を実施し、受診率の向上に努めました。目標値を目指し、受診率向上に向け、普及啓発活動に努めます。

●各種がん検診の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
胃がん検診（40 歳以上）	%	30.49	29.73	30.00	50	50	50
肺がん検診（40 歳以上）	%	46.95	44.73	45.00	50	50	50
大腸がん検診（40 歳以上）	%	41.68	36.82	37.00	50	50	50
子宮がん検診（20 歳以上）	%	38.57	43.82	45.00	50	50	50
乳がん検診（30 歳以上）	%	41.14	34.67	35.00	50	50	50

※令和５年度は見込み

②健康教育・健康相談

事業・施策概要

村民の健康意識の高揚と健康的な生活習慣の確保や改善により、健康の保持増進を図るため、健康教育や健康相談を行っています。特に、個人を取り巻く社会環境は多岐にわたることから、個々の健康状態やライフスタイルに応じた適切な知識や技術の提供、支援ができるように努めるとともに、村民が参加しやすい実施体制の整備を行っています。

実施状況と今後の方向性

健康診断の結果をもとに、特定保健指導やヘルスアップ教室を開催し、運動指導や栄養指導を行いました。今後も、健康増進、疾病予防等についての知識の普及を図るとともに、保健師、管理栄養士、運動指導士、歯科衛生士等の専門スタッフによる各種事業を展開していきます。

●健康教育・健康相談の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
健康相談事業	回	7	10	15	15	15	15
	人数	307	319	350	350	350	350
病態別予防教室	回	1	1	4	4	4	4
	人数	25	29	120	120	120	120

※令和５年度は見込み

③訪問指導事業

事業・施策概要

心身の機能低下の防止や健康の保持・増進を図り、疾病や要介護状態になることを予防するために特定健康診査等による事後指導の必要な人などに対して保健師による個別指導を行っています。また、各ライフステージ及び各疾病に応じ、担当する保健師及び栄養士が家庭訪問をし、保健指導を実施しています。

実施状況と今後の方向性

障がい者や要支援者への定期的な訪問に加え、健診の事後指導など保健師や栄養士による訪問を実施し、今後も継続して高齢者一人ひとりが要介護状態になることなく、元気に暮らしていけるよう、健康の保持・増進を図っていきます。

●訪問指導事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
訪問指導事業	回	260	293	300	300	350	350
	人数	260	293	300	300	350	350

※令和５年度は見込み

④食生活改善事業

事業・施策概要

管理栄養士が中心となり、ライフステージごとに食生活改善推進員と協力して、低栄養状態の予防・改善や生活機能の向上、楽しみや生きがいづくりと社会参加を推進する事業です。

実施状況と今後の方向性

現在、管理栄養士が事業の企画、運営を行い、ライフステージごとや病態ごとに事業を行っています。今後も継続して行っていきます。

●食生活改善事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
食育推進事業	人数	42	108	108	150	150	150
食生活改善推進事業	人数	90	61	61	70	70	70

※令和５年度は見込み

（２）村民健康管理事業

事業・施策概要

65 歳以上の高齢者（老人クラブ員は 60 歳以上）や身体障がい者を対象に、健康増進とコミュニケーションの場の提供を目的として温泉利用券による助成を行う事業です。

実施状況と今後の方向性

現在は、高齢者や身体障がい者を対象に温泉利用券を助成していますが、利用できる施設が減少しています。今後は、利用できる施設の増加を検討しながら、事業を継続的に行っていきます。

●村民健康管理事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
村民健康管理事業	回	1	5	16	16	16	16
	人数	15	143	433	450	450	450

※令和５年度は見込み

（３）特定健康診査・特定保健指導

事業・施策概要

国民健康保険事業で、40 歳以上の被保険者の方を対象に健康診査と特定保健指導を実施しています。

実施状況と今後の方向性

特定健康診査については集団検診を村内会場で実施し、施設健診は石川郡内の医療機関で引き続き実施しています。特定保健指導については、保健師及び栄養士、運動指導士が集団や個別で実施しており、指導対象者への積極的な関与ができています。今後も関係機関との連携により、事業の実施体制の強化を図るとともに集団健診や施設健診の周知を行い、村民の健康維持を図ります。

●特定健康診査・特定保健指導の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
特定健康診査	受診率（%）	52.5	53.8	52.2	55	56	57
特定保健指導		39.7	31.3	32	35	40	45

※令和５年度は見込み

３　介護予防サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、悪化を防止することが重要となります。

本村では、平成 27 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」として、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を実施し、65 歳以上の高齢者の多様なニーズに合わせた介護予防活動を展開しています。

今後も住民が主体となって介護予防活動を展開することができるよう、環境の整備やサービスの周知を行っていきます。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

①通所型介護予防事業

事業・施策概要

通所介護と同様のサービスで生活機能の向上のための機能訓練等を行う事業です。

実施状況と今後の方向性

平成 28 年３月から要支援１・２と介護予防・日常生活支援総合事業認定者の方を対象に行っています。今後もサービスを必要とする方にしっかり提供できるようにサービス事業所などの体制を整備し、介護予防を推進していきます。

●通所介護相当サービスの実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実人員	人	25	27	27	27	27	27
給付費	円	9,181,988	9,918,891	9,918,891	9,918,891	9,918,891	9,918,891

※令和５年度は見込み

②訪問型介護予防事業

事業・施策概要

認知機能の低下などにより、日常生活に支障がある方や退院直後で専門的サービスが特に必要な方に対して訪問介護員による身体介護や生活援助を行う事業です。

実施状況と今後の方向性

平成 28 年３月から要支援１・２と介護予防・日常生活支援総合事業認定者の方を対象に行っています。今後も継続してサービスを行っていきます。

●訪問介護相当サービスの実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実人員	人	8	9	9	9	9	9
給付費	円	1,545,615	2,118,807	2,118,807	2,118,807	2,118,807	2,118,807

※令和５年度は見込み

③介護予防ケアマネジメント

事業・施策概要

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業です。

実施状況と今後の方向性

平成 28 年３月から地域包括支援センターが利用者や家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からケアプランを作成しています。今後も自立支援や介護予防を目的に地域ケア会議を利用しながらケアマネジメントの充実を図っていきます。

●介護予防ケアマネジメントの実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実人員	人	30	30	30	30	30	30
給付費	円	1,228,580	1,260,780	1,293,824	1,327,734	1,362,533	1,398,244

※令和５年度は見込み

（２）一般介護予防事業

①介護予防把握事業

事業・施策概要

地域包括支援センターを中心に関係機関から情報を収集し、必要な人に基本チェックリストを実施し、それぞれの高齢者に適したサービス等を提供する事業です。

実施状況と今後の方向性

該当者の把握に努め、基本チェックリストの実施を行ったうえで、適した介護サービスの提供を行いました。今後も継続して事業を行っていきます。

②介護予防普及啓発事業

事業・施策概要と今後の方向性

介護予防教室や介護予防講座の開催のほか、グループ・団体等に対して「クックちゃん体操」の啓発や、介護予防に有効な体操を普及・啓発しています。また、口腔機能向上や栄養改善等の啓発にも力をいれています。今後も介護予防の重要性・必要性を啓発し住民自らが実践できるよう事業に取り組んでいきます。

実施事業名	事業内容
①　介護予防運動教室	地区公民館や保健センターなどにおいて行われる介護予防に有効な運動等の教室です。運動指導士や理学療法士などが講師となり指導しています。
②　閉じこもり予防教室	高齢や障がいなどにより閉じこもりがちな方を対象とし開催している教室です。
③　リハビリ教室	「健康の駅たまかわ」のトレーニングルームを利用し、介護サービスを卒業した方や、虚弱な高齢者等が週1回運動を実施している教室です。
④　栄養改善教室	高齢者に必要な栄養や食生活の注意などを学習する教室です。保健センターや各地区の老人クラブに出向くなどして実施しています。

●各事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①介護予防運動教室	回数	26	26	26	30	30	30
②閉じこもり予防教室	回数	24	24	24	24	24	24
③リハビリ教室	回数	140	140	140	190	190	190
④栄養改善教室	回数	2	2	3	3	3	3

※令和５年度は見込み

③地域介護予防活動支援事業

ア　住民主体型高齢者サロン

事業・施策概要と今後の方向性

地域における住民主体の介護予防活動です。

①　住民が講師を依頼し実施している教室
　４会場（保健センター、竜崎集会所、須釜プラザ、）

②　地区公民館を会場に住民だけで実施している運動サロン
　９会場（川辺、蒜生、小高、中、岩法寺、吉、南宿、北須釜、山小屋）

③　自宅等を会場に、虚弱な高齢者が参加している小規模サロン
　５会場

イ　住民主体型高齢者サロン支援

事業・施策概要と今後の方向性

上記高齢者サロンの支援を行う事業です。

年に１～２回の体力測定の実施や、生活支援コーディネーターの定期的な巡回、小規模サロン新設時に村職員や包括支援センター職員が体操指導や介護予防講話を行い介護予防の重要性を周知します。また、年に１回交流会を実施し活動が単調にならないよう支援します。

今後も高齢者が歩いて通える範囲に小規模サロンの立ち上げを推進していきます。また、包括支援センターと支援が必要な高齢者の情報や地区の情報を共有し事業を推進していきます。

ウ　介護予防教室送迎サービス事業

事業・施策概要と今後の方向性

シルバー人材センターに送迎を委託し、希望者を会場まで送迎する事業です。

今後も介護予防教室等への参加希望者が交通手段を理由に断念することがなく、介護予防教室を利用できるよう継続して事業を実施していきます。

●介護予防教室送迎サービス事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
稼働数	人／週	21	23	22	25	25	25

※令和５年度は見込み

③地域リハビリテーション活動支援事業

事業・施策概要と今後の方向性

脳卒中や骨折などの急性期や回復期を対象としたリハビリではなく、閉じこもりや廃用症候群を予防する生活期リハビリテーションへの取り組みを強化します。

令和２年度より通所、訪問、地域ケア会議、サロン等へ専門職に関与してもらう事業を開始しました。これにより活動へのアプローチができ、自立支援につながるよう努めていきます。

高齢者が要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、心身機能や生活機能の回復訓練のみではなく、潜在能力を最大限に発揮し、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すリハビリテーション提供体制の構築に努めます。

●地域リハビリテーション活動支援事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
実施回数	回	0	0	0	3	3	3

※令和５年度は見込み

４　生きがいづくりと社会参加

心身の健康とともに、精神的にも豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動等に積極的に参加していくことが重要です。社会的活動への参加から生きがいが得られるだけでなく、認知症や寝たきり状態等の介護予防にもつながります。

高齢者の社会的孤立を防止し、地域の支え合いのなかでの自立した生活に繋げるため、高齢者の社会参加活動として生涯学習や老人クラブ、就労・就業の支援など、地域の中で活動できる場の充実を図ります。

（１）生涯学習・文化活動の推進

事業・施策概要

高齢期を心豊かに生きがいを持って生活するために、生涯学習や文化活動への参加を推進しています。

実施状況と今後の方向性

高齢者教室では参加者数が増加傾向にあります。また、趣味を生かした文化活動もニーズに合わせ講座数を増やしています。今後も引き続き、参加者や住民の声を取り上げ、ニーズにあった事業を展開していきます。

●生涯学習・文化活動の推進に関する事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
高齢者教室	講座数	1	1	1	1	1	1
	回数	11	11	10	12	12	12
	参加者数	318	340	350	350	350	350
趣味を生かした文化活動	講座数	10	13	14	15	15	15

※令和５年度は見込み

（２）スポーツ活動の推進

事業・施策概要

高齢者のスポーツ活動への参加促進と多様なスポーツができる環境づくりを進めています。

実施状況と今後の方向性

元気スポーツクラブが主体となって様々なスポーツ事業の展開を行っており、参加者は増加傾向にあります。今後も元気スポーツクラブと連携し、教室の展開や参加者の募集などを行うとともに、さるなしウォークの開催を通し、村内外からの参加者の増加を図ります。今後も多様なスポーツができる環境の整備やより多くの方のスポーツへの参加を促し、生きがいや健康づくりへとつなげていきます。

●スポーツ活動の推進に関する事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
スポーツ教室	種類	18	17	18	19	19	19
	回数	304	324	347	350	350	350
	参加者数	3,533	3,973	4,000	4,100	4,200	4,300
スポーツイベント	種類	6	8	7	7	7	7
	回数	10	17	10	11	12	12
	参加者数	302	575	700	700	750	750

※令和５年度は見込み

（３）就業等の支援

①高齢者の就労環境の整備

事業・施策概要

収入を年金に頼る高齢者が生活を維持し、再就労できるように就労環境の整備を行っています。

実施状況と今後の方向性

今後も引き続き公共職業安定所（ハローワーク）や商工団体との連携を強化し、情報提供や職場環境改善の啓発などに努めるとともに、高齢者の再就労のための研修・講習の場の整備を図り、高齢者の受講を促します。また、県や関係機関とともに、定年の延長や継続雇用の促進など企業の高齢者雇用の啓発を進めていきます。

②シルバー人材センターの充実

事業・施策概要

村民が高齢になってもこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かしながら働いて、健康で生きがいのある生活を送れるよう、シルバー人材センターにおいて支援をするとともに、高齢者の活躍により、地域の活性化につなげています。

実施状況と今後の方向性

現在、活動種類は７種類で推移しているものの、登録人数については増加傾向にあります。今後も高齢者の増加が予想される中で、シルバー人材センターの役割はますます重要になっていくものとみられるため、地域と連携しながらシルバー人材センターの活動を支援していきます。

●シルバー人材センターの充実に関する事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
シルバー人材センター	活動種類	7	7	7	7	7	7
	登録人数	66	69	69	70	71	72

※令和５年度は見込み

（４）社会参加支援

①老人クラブ活動の推進

事業・施策概要

老人クラブ活動は、高齢者同士の交流を図るとともに、社会への奉仕活動を通して高齢者の生きがいの場となっているため、社会福祉協議会を通じて活動を支援しています。

実施状況と今後の方向性

現在、会員数は減少傾向にあり、今後も高齢化の進行が予想されているため、社会参加のきっかけとして老人クラブへの参加を呼びかけていきます。

②高齢者のボランティアへの参加促進

事業・施策概要

退職後の高齢者を中心に、生きがいづくりにつなげられるようにボランティアへの参加を促進しています。

実施状況と今後の方向性

今後も引き続き、社会福祉協議会やボランティア団体、シルバー人材センター、たまかわ元気スポーツクラブとの連携を深めながら、各種ボランティア情報の提供に努めるほか、積極的な参加を呼びかけていきます。

第５章　高齢者が安心に暮らせるまちづくり

１　医療・介護・保健・福祉の連携

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターを中心とした各関係機関の協力・連携が必要不可欠となっています。地域包括支援センターは、村内１か所に設置されており、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施など、地域住民の心身の健康の維持や生活の安定のために必要な支援を行っています。

今後の高齢化の進展等により増加すると考えられるニーズに適切に対応し、持続可能な支援を推進していくため、医療・介護・保健・福祉の連携を図りつつ、業務の効率化を進めるとともに、体制の整備も含めた効果的な運営手法を確立していきます。

（１）地域包括支援センターの運営支援

事業・施策概要

社会福祉協議会の運営のもと、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域住民や各種団体、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、高齢者を包括的に支援する事業です。

実施状況と今後の方向性

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防事業のケアマネジメントや認知症施策への対応など、期待される役割が増えています。そのため今後も事業の内容を総合的に勘案し、将来を見据えた職員の配置を検討します。

高齢者の自立生活にかかわる総合的な相談体制の充実を図るとともに、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を実施する場合には、重層的支援体制整備事業との整合性にも留意するとともに、地域支援事業の量の見込みについては、重層的支援体制整備事業における介護事業分を含めた算出に努めます。

●地域包括支援センターの運営支援に関する事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
介護予防ケアマネジメント事業	対応件数	540	602	600	600	600	600
総合的相談支援事業・権利擁護事業	対応件数	921	1,536	1,500	1,500	1,500	1,500
包括的・継続的ケアマネジメント事業	対応件数	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応
地域ケア会議	回数	3	3	3	3	3	3

※令和５年度は見込み

●地域包括支援センターの体制と機能

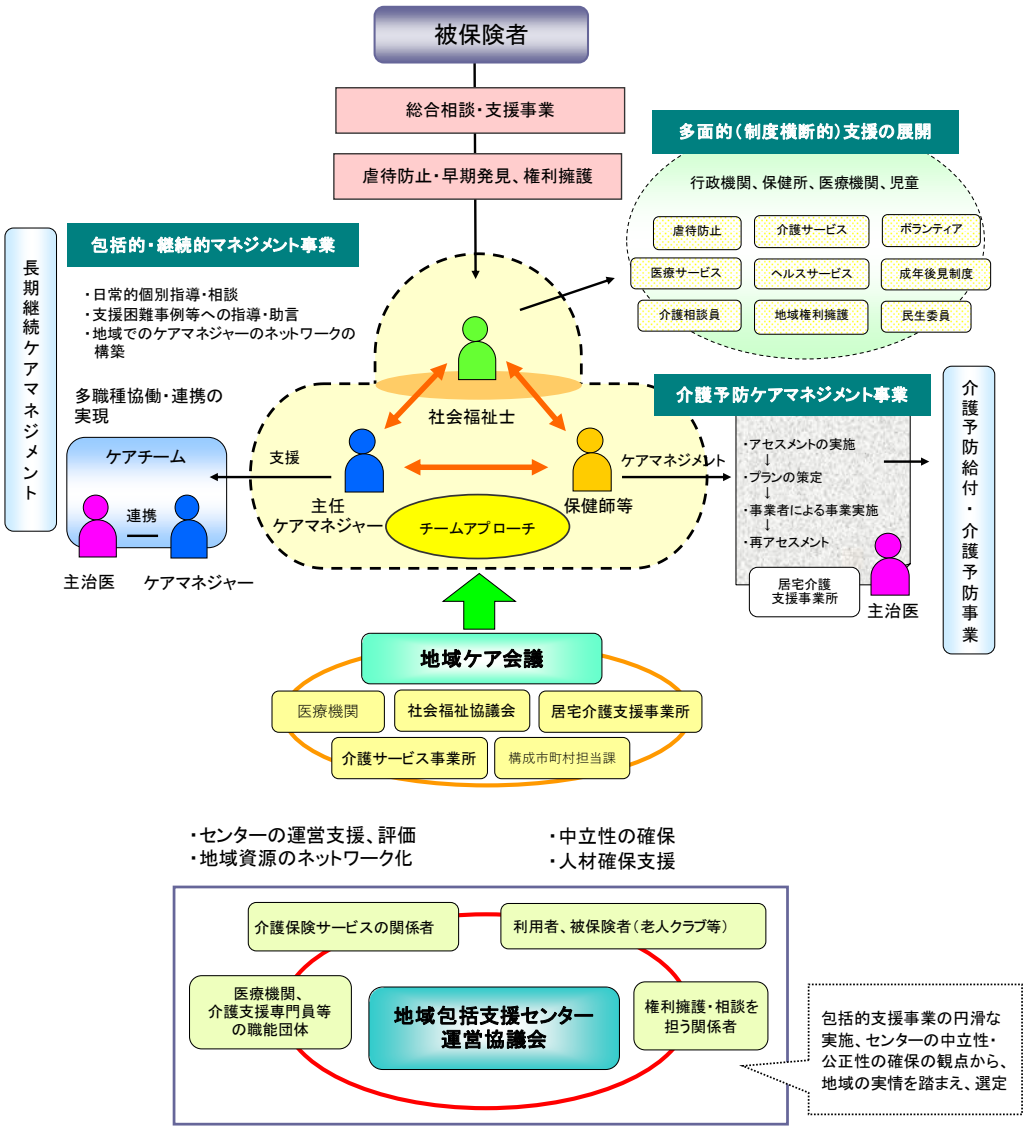

（２）在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展により、医療と介護双方のニーズを併せ持つ方や、認知症高齢者の増加が見込まれます。そのような高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していくため、地域における医療・介護連携を推進していくための体制の整備を図る必要があります。

また、在宅医療・介護の連携を計画的かつ効果的に推進するためには、各地域におけるあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、ＰＤＣＡサイクルに沿った取り組みを推進していくことが重要であり、看取りや認知症の方への対応力の強化をしていく観点を踏まえ、取り組みを推進していきます。

◆多職種連携会議

事業・施策概要

医療・介護に関わる関係者が年に１～２回集まり、認知症や在宅での看取りをテーマに会議を開催している事業です。

実施状況と今後の方向性

年に１～２回、村内医療保健機関と会議の場を設け、連携を行ってきました。引き続き、年１～２回の開催を目標に事業の展開を図ります。

※令和５年度は見込み

２　住宅対策・公共施設

高齢者の生活ニーズに合わせた住宅や公共施設の環境整備は、高齢者の住み慣れた地域での安心・安全な日常生活の維持といった観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも重要です。

高齢者が安心して元気に暮らせるまちづくりに向け、住環境の面において住宅確保や住宅の改修・耐震対策への支援を行っていきます。

（１）住宅対策

①住宅改修支援

事業・施策概要

高齢者が自宅における転倒等により要介護状態とならないよう『高齢者にやさしい住まいづくり助成事業』に基づいて、住宅改修を実施する方へ改修費の一部を助成する事業です。

実施状況と今後の方向性

各年度１名と利用者は少ない状況ですが、高齢者にやさしい住まいづくりの推進のため、支援策の認知度を高めるための更なる周知が必要と考えます。

②住宅の確保

事業・施策概要と今後の方向性

今後、高齢化が進行する中で、高齢者が安心して生活を送れる住環境は重要です。そのため、サービス付き高齢者住宅について、必要に応じて関係事業所の誘致、誘導を検討していきます。

また、高齢者の住まいの指導監督の徹底等による質の向上や適切な介護基盤整備のため、県や関係機関と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況や居宅サービス等の提供状況の把握に努め、情報共有を図ります。

③住宅の耐震対策

事業・施策概要と今後の方向性

利用者は少ないですが、地震などの災害時にも安心して暮らしていくために、一般住宅の耐震改修への補助金を制度化しました。今後は、制度化されたことも含めた広報活動を行い、一般家庭への周知に努めます。

（２）公共施設・公共空間のバリアフリー化

事業・施策概要

バリアフリー新法に基づき、公共機関、交通施設、道路、公園等の高齢者が利用する施設を中心に、「福島県人にやさしいまちづくり条例」に基づく基準に沿って、バリアフリー化を行っています。

実施状況と今後の方向性

今後も既存の公共施設、道路などの状況や村民の利用頻度を把握し、改修時に合わせたバリアフリー化を図っていきます。

３　移動・道路対策

（１）道路・交通施設の整備

事業・施策概要

関係機関との連携により交通施設等のバリアフリー化を進め、高齢者のバス等の利用の利便性向上を図り、高齢者にとって安全な道路環境を整備するために、歩道・交差点の整備、信号・照明灯等の交通安全施設の整備を行っています。

実施状況と今後の方向性

公共交通整備の今後の方向性を示し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを構築するため、令和元年６月に「玉川村地域公共交通網形成計画」を策定しました。今後は自動車運転免許返納者に対して、必要な対策の検討を行い、高齢者の移動手段の確保に努めます。

（２）交通安全対策の充実

事業・施策概要

交通安全施設や標識の整備、警察署や交通安全協会等と連携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指しています。

実施状況と今後の方向性

引き続き、自動車、自転車、シニアカーの事故について、広報活動等を行い、安全知識の普及啓発に取り組んでいきます。

４　防犯・防災・感染症対策

近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、官民の協働のもとで、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築などを推進し、支援が必要な高齢者を非常時に取り残さないための体制を整備します。

また、犯罪の被害や消費者トラブルに遭いやすい高齢者を守るために防犯対策の充実にも取り組み、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

（１）防犯対策

①防犯対策の充実

事業・施策概要

地域における防犯意識の向上を目指して、自治会や老人クラブなどを通じた情報提供や啓発活動を進めるとともに、地域の自主防犯組織の整備を行っています。

実施状況と今後の方向性

最近多発している振り込め詐欺について、警察署との連携により情報提供に努め、犯罪の防止に取り組んでいきます。

②消費者対策

事業・施策概要

消費者トラブルから高齢者や村民を守るために、啓発活動や学習機会の場を提供するなど被害の未然防止を行っています。

実施状況と今後の方向性

今後も消費生活相談の充実により、消費者トラブルの未然防止や被害救済に取り組んでいきます。

（２）防災対策

①二次的避難所の整備

事業・施策概要

災害時に一般の避難所生活が難しい高齢者等の要配慮者が生活する二次的避難所（福祉避難所）を玉川村ふれあいセンターに指定し、避難体制の整備を行っています。

実施状況と今後の方向性

二次的避難所の整備について、関係者への周知が図られています。今後も必要時に迅速に対応できる体制の整備に取り組んでいきます。

②避難行動要支援者名簿の活用

事業・施策概要

高齢者等の災害時の要配慮者の避難対策として、避難行動要支援者名簿を整備しています。

実施状況と今後の方向性

今後も玉川村地域防災計画に基づき、災害発生時に自ら避難することが困難な方が迅速に避難することができるよう、避難支援を実施する関係機関等に情報提供を行い、避難行動要支援者の安全確保に努めます。

③災害時の各種マニュアルの整備

事業・施策概要

高齢者の安全を確保するため、災害時に活用する避難マニュアルや避難所での運用マニュアル等を整備しています。

実施状況と今後の方向性

マニュアルが適当かどうか検証を図り、避難所の設営訓練等、定期的な訓練を実施しています。引き続き、災害時に適切な対応ができるよう、マニュアルの整備や訓練等に努めます。

（３）感染症対策

①新型コロナウイルス感染症に関する情報提供

事業・施策概要

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や感染症予防対策、各施設の利用制限等に関する情報をホームページにて情報提供をしています。

実施状況と今後の方向性

今後も新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を発信するとともに、日頃から介護保険施設や事業所等との連携に努め、感染拡大防止策に関する情報の啓発を実施し、平時から感染症の備えを進めます。

第６章　高齢者やその家族を地域で支えるまちづくり

１　認知症対策の推進

本村ではこれまでの認知症施策において、認知症施策推進大綱の５つの柱（「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」）に基づく、基本的な考え方を踏まえ、各施策の充実に努め、身近に通うことができ、専門職への相談が可能な「通いの場」等の拡充及び教育、地域づくり、雇用、その他の認知症予防に資する可能性がある関連施策と連携した活動、チームオレンジの仕組みの構築等の推進に努めてきました。

今後はこれまでの方向性に加え、令和５年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づいて国が定める「認知症施策推進基本計画」の内容も踏まえて、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進していきます。

（１）認知症理解のための普及啓発・本人発信

事業・施策概要と今後の方向性

認知症について住民の理解を深めるため普及・啓発していく事業です。

認知症サポーター養成講座を通した認知症理解の普及・啓発に取り組むとともに、広報誌において、認知症に関する特集を組み、啓発活動を行います。また、認知症地域支援推進員を設置し、認知症についての正しい理解の普及だけでなく、介護者への支援などにも努めており、今後もサポーター養成講座や認知症カフェにおいて住民の理解と家族支援を推進していきます。

●認知症理解のための普及・啓発の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
認知症サポーター養成講座	参加者数	69	64	70	70	70	70
認知症サポーター養成講座	サポーター累計数	1,493	1,557	1,627	1,697	1,767	1,837
認知症カフェ	実施回数	10	12	12	12	12	12

※令和５年度は見込み

（２）相談支援体制の充実

事業・施策概要と今後の方向性

地域包括支援センターと保健センターでの相談体制の充実を図りました。今後も地域包括支援センターを中心に、相談できる体制を強化し対応していきます。

また、認知症カフェなどにおいても相談できる体制を整備していきます。

（３）認知症家族介護者への支援の充実

事業・施策概要

認知症の家族の負担を軽減するため、認知症家族の交流会や介護講習会などを開催しています。

また、徘徊高齢者ＳＯＳネットワークシステムなどを検討するなど、見守りの充実を行っています。

実施状況と今後の方向性

「玉川村認知症高齢者等ＱＲコード活用見守り事業」を実施し、高齢者が保護された時に、ＱＲコードを携帯電話等で読み取ることで、早期に身元が確認できる体制を図っていますが、現在利用者がおらず、さらに利用しやすい見守りを検討する必要があります。

また、家族交流会などを開催し負担の軽減に努めます。

（４）医療連携・早期対応の推進

事業・施策概要と今後の方向性

地域包括支援センターと保健センターでの相談体制の充実を図りました。今後も地域包括支援センターを中心に、相談できる体制を強化し対応していきます。

また、認知症カフェなどにおいても相談できる体制を整備していきます。

２　高齢者虐待防止対策の推進

令和５年３月に厚生労働省が改定した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待防止マニュアル）」をもとに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応に向け、関係各機関等の連携協力体制を整備し、ＰＤＣＡサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備を推進します。

事業・施策概要

高齢者の虐待を防止するため、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアグループ等との連携により高齢者の見守り体制を整備しています。

また、早期の対応、措置のため、専門機関等との連携など相談体制の強化を行っています。

実施状況と今後の方向性

虐待の防止については事実及び安全の確認・保護を行っています。また、関係機関と連携し、虐待の事案収集に努めました。表面化していない事例もあることが考えられるため、今後も事例の収集に努めるとともに、相談体制の強化を図ります。

３　高齢者とその家族の生活支援

認知症または認知機能が低下した高齢者や身寄りのない高齢者の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、意思決定支援や権利擁護のための成年後見制度の利用促進に向けた体制整備などを図るとともに、必要なサービスの提供や緊急時に迅速に対応できる環境を整えます。また、家族介護支援事業の展開により家族介護者の負担軽減を図ります。

今後も、高齢者の住み慣れた地域での生活を維持していくため、必要となる活動や支援を行っていきます。

（１）成年後見制度の利用促進

事業・施策概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）にもとづき、施策の推進を図る必要があります。玉川村では『成年後見制度利用支援事業』として、申し立てる親族がいないなどの理由で、利用できない人に対して申立に要する経費の負担、成年後見人等の報酬の助成や制度の利用促進を図っています。

実施状況と今後の方向性

現在、高齢者における村長申立の実績は０件となっています。原因の一つは、成年後見制度を正しく理解しておらず、財産を管理するための制度と誤解している人が多いことです。ニーズ調査のなかでも制度を知らないと回答した人が 54%、利用方法について知らないと回答した人が 74%となっており、認知度が低いことが分かります。今後は成年後見制度の周知・理解を図るため、啓発を行っていく必要があります。

また、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、身近に支援者がいない方が増えている状況です。支援者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った犯罪等も後を絶たず、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。必要な人が成年後見制度を利用し、本人らしい生活を守ることができるよう、権利擁護支援の地域ネットワークや中核機関の体制整備を行っていきます。

介護支援専門員や地域包括支援センターなどの専門職等とともに連携した仕組みづくりを整備し、中核機関のあり方について石川郡５町村と連携し協議を進めていきます。

（２）寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

事業・施策概要

寝たきりやひとり暮らしの高齢者で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に寝具類の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う事業です。

実施状況と今後の方向性

高齢者の寝たきりの方を対象に寝具の洗濯乾燥サービスを年に２回実施しました。今後も高齢化の進行により、サービス利用の希望者が増加することが考えられるため、サービスの充実を進めていきます。

●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	人	24	19	19	19	21	21
	延べ人数	37	32	29	29	36	36

※令和５年度は見込み

（３）緊急通報システム運営事業

事業・施策概要

ひとり暮らし高齢者の急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムの貸与を実施しています。また、情報が高齢者に的確に伝わるよう、緊急通報システムの整備や携帯電話会社等との連携による災害時の一斉配信について研究する事業です。

実施状況と今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者の緊急時に対応するためシステムの貸与を行っています。近年、災害等も増加しているため、避難や適切な情報の提供が円滑に進むように今後もシステムの整備や貸与を行っていきます。

●緊急通報システム運営事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	人	18	18	16	16	16	16

※令和５年度は見込み

（４）家族介護支援事業

①介護者のつどい

事業・施策概要

要支援・要介護認定の高齢者等を介護している方が集まって交流する事業です。

実施状況と今後の方向性

現在は地域包括支援センターに委託をし、毎年開催しています。今後も介護者の精神的負担の軽減のために事業を実施していきます。

●介護者のつどいの実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
開催数	回数	3	3	3	3	3	3
参加者数	人	13	12	15	30	30	30

※令和５年度は見込み

②介護用品給付事業

事業・施策概要

要介護３以上の認定者の家族に、月に 2,000 円分の給付券を給付する事業です。

実施状況と今後の方向性

今後も介護者の経済的負担の軽減のために事業を継続していきます。

●介護用品給付事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支給者数	人	43	45	49	60	60	60

※令和５年度は見込み

（５）その他の生活支援事業

①傾聴ボランティア派遣事業

事業・施策概要

閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らし、高齢者のみ世帯など、定期的な安否確認が必要な高齢者に対して、傾聴ボランティアを派遣して日常生活での不安感を解消し社会とのつながりを支援する事業です。

実施状況と今後の方向性

平成 28 年度から地域包括支援センターを事務局として活動しています。今後も地域包括支援センターを中心に活動を継続していき、活動しているボランティアの方自身の生きがいづくりにもつなげていきます。

②生活支援体制整備事業

事業・施策概要

地域資源の実態把握を行い、必要なサービスや地域の助け合いを推進するための方策などを協議する協議体及び生活支援コーディネーターを設置する事業です。

実施状況と今後の方向性

平成 30 年４月に生活支援コーディネーターを地域包括支援センターへ配置しました。協議体の会議については年に数回実施し、協議体としての事業提案を村に対して実施しています。今後は協議体の中で協議し事業化されるボランティア活動の運営に力を入れていきます。また、必要なサービスに対する協議にその都度努めます。

●生活支援体制整備事業の実績値及び目標値の推移

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議体の会議	回	2	4	4	4	4	4

※令和５年度は見込み

４　介護保険サービスの適切な提供

（１）居宅サービス

①介護予防サービスの実績と推計

居宅サービスのうち介護予防サービスの令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。なお、サービス量の見込みを定める際は、地域間の移動や住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏まえながら、質の確保も念頭に置きつつ適正に検討を行うよう努めるとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を踏まえ、検討を行います。

総合事業の量の見込みを定める際は、費用や事業者・団体数、利用者について、見込むよう努めるとともに、市町村の判断により、希望する要介護認定者が総合事業の対象となり得ることを留意するよう努めます。

●居宅サービス（介護予防サービス）の実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	420	319	260	375	376	376	376	376
	回数(回)	4	2	2	3	3	3	3	3
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

●居宅サービス（介護予防サービス）の実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	100	68	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	3	2	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	28	28	112	57	57	57	57	57
	人数（人）	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	3,246	3,634	4,828	4,225	4,231	4,231	4,231	4,231
	人数（人）	9	10	12	11	11	11	11	12
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	1,673	2,010	1,198	2,352	2,355	2,355	2,355	2,355
	日数（日）	22	26	15	30	30	30	30	30
	人数（人）	2	3	1	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

●居宅サービス（介護予防サービス）の実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	2,305	3,057	3,267	3,352	3,569	3,569	3,507	3,413
	人数（人）	21	25	26	27	29	29	28	28
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	130	113	0	298	298	298	298	298
	人数（人）	1	1	0	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費（千円）	545	258	0	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549
	人数（人）	1	1	0	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費（千円）	1,400	1,665	1,933	1,848	1,907	1,907	1,965	1,905
	人数(人)	26	30	35	33	34	34	35	34

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

②介護サービスの実績と推計

居宅サービスのうち介護サービスの令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。

●居宅サービス（介護サービス）の実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
訪問介護	給付費（千円）	9,482	9,842	13,502	12,334	13,006	13,006	11,111	11,111
	回数(回)	224	222	293	285	302	302	261	261
	人数(人)	19	18	20	22	23	23	21	21
訪問入浴介護	給付費（千円）	2,919	2,112	6,021	3,523	3,528	3,528	3,528	3,057
	回数(回)	20	14	40	23	23	23	23	20
	人数(人)	7	5	7	8	8	8	8	7
訪問看護	給付費（千円）	2,766	2,371	2,808	3,830	4,020	3,606	3,835	3,606
	回数(回)	36	30	39	43	46	41	43	41
	人数(人)	11	9	10	13	13	12	13	12
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	670	573	441	863	864	864	864	864
	回数(回)	19	17	13	30	30	30	30	30
	人数(人)	2	1	1	3	3	3	3	3
居宅療養管理指導	給付費（千円）	361	379	773	452	453	453	507	453
	人数(人)	6	7	13	8	8	8	9	8

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

●居宅サービス（介護サービス）の実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
通所介護	給付費（千円）	55,773	50,176	62,467	62,418	62,458	63,202	63,705	59,765
	回数(回)	591	510	621	613	614	622	630	591
	人数(人)	68	66	74	76	76	77	78	73
通所リハビリテーション	給付費（千円）	15,983	15,288	10,456	18,647	18,671	18,671	20,348	16,981
	回数(回)	159	149	107	174	174	174	190	160
	人数(人)	22	21	17	24	24	24	26	22
短期入所生活介護	給付費（千円）	33,003	35,259	45,956	52,448	51,993	51,993	53,319	48,218
	日数(日)	331	346	448	501	496	496	509	460
	人数(人)	28	26	33	37	37	37	38	34
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	9,607	11,788	6,565	13,172	13,189	13,189	13,189	13,189
	日数(日)	74	89	48	99	99	99	99	99
	人数(人)	5	5	3	6	6	6	6	6
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

●居宅サービス（介護サービス）の実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
福祉用具貸与	給付費（千円）	15,218	15,585	17,770	19,361	19,632	19,547	19,874	18,302
	人数(人)	83	80	91	96	97	97	99	91
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	490	519	246	488	488	488	488	488
	人数(人)	2	2	1	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費（千円）	1,081	1,188	0	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527
	人数(人)	1	1	0	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	給付費（千円）	22,383	22,149	23,122	26,178	26,442	26,403	26,959	24,777
	人数(人)	83	80	91	96	97	97	99	91

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

（２）地域密着型サービス

①地域密着型介護予防サービスの実績と推計

地域密着型介護予防サービスの令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。

●地域密着型介護予防サービスの実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	2,526	4,193	5,099	5,168	5,174	5,174	5,174	4,095
	人数(人)	3	5	6	6	6	6	6	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

②地域密着型介護サービスの実績と推計

地域密着型介護サービスの令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。

●地域密着型介護サービスの実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	給付費（千円）	2,414	2,435	2,463	2,469	2,472	2,472	2,472	2,472
	人数（人）	1	1	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	1,618	1,114	0	3,902	3,907	3,907	3,907	3,907
	回数（回）	10	7	0	24	24	24	24	24
	人数（人）	1	1	0	2	2	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	48,562	39,275	49,428	54,851	54,920	54,920	58,374	51,242
	人数（人）	21	17	19	21	21	21	22	20
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	12,920	19,574	18,411	15,307	15,326	15,326	15,326	15,326
	人数（人）	4	6	5	5	5	5	5	5
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0	0

●地域密着型介護サービスの実績値と推計値（続き）

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	2,793	2,796	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	1	1	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	3,615	3,815	2,841	6,295	6,303	6,303	6,303	6,303
	回数（回）	29	38	31	57	57	57	57	57
	人数（人）	3	2	3	5	5	5	5	5

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

（３）施設サービス

施設サービスの令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。今後人口減少及び介護サービス需要の増大が見込まれるため、既存施設の有効活用等を実施し、サービス量の確保に努めます。

なお、介護療養型医療施設は令和５年度に廃止され、介護医療院へ移行されています。

●施設サービスの実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	197,865	188,244	172,798	189,992	190,233	190,233	193,337	180,398
	人数（人）	63	60	58	60	60	60	61	57
介護老人保健施設	給付費（千円）	106,739	109,427	88,867	83,976	84,082	84,082	87,498	84,082
	人数（人）	33	33	25	25	25	25	26	25
介護療養型医療施設	給付費（千円）	0	0	0					
	人数（人）	0	0	0					
介護医療院	給付費（千円）	6,340	1,263	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	1	1	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額。回（日）数は１月当たりの数。人数は１月当たりの利用者数。

（４）総給付費

介護サービスと介護予防サービスを合わせた総給付費の令和３年度～令和５年度の実績値、及び令和６年度～令和８年度、令和 12 年度、令和 22 年度の推計値は次の表のとおりです。

●総給付費の実績値と推計値

		実績値			推計値				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
介護予防サービス給付額	(千円)	12,372	15,346	16,696	19,224	19,516	19,516	19,512	18,556
介護サービス給付額	(千円)	552,603	535,172	524,935	572,033	573,514	573,720	586,471	546,068
総給付額	(千円)	564,975	550,518	541,631	591,257	593,030	593,236	605,983	582,800

※給付費は年間累計の金額。

※平成 28 年度から地域支援事業へ移行した訪問介護（介護予防）・通所介護（介護予防）を除く。

※小数点第二位を四捨五入しているため、実際の合計とは一致しない場合があります。

（５）介護給付費等費用適正化事業

介護給付費等費用適正化事業は、介護保険法第 117 条第２項第３号及び第４号の規定により、介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、取組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされており、認定調査の内容やケアプラン内容の確認、住宅改修等の点検などによって適正な介護給付を確保することで、介護保険の信頼性を高め、介護給付費の不要な増大を抑制することを目的としています。

これまでは「介護給付適正化計画に関する指針」に示された「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の５事業のうち、「介護給付費通知」を除いた４事業について目標を設定し取り組んできましたが、保険者の事務負担の軽減と効果的・効率的な事業の実施を図るため、給付適正化主要５事業が３事業に再編されたことを受け、新しく主要３事業となった「縦覧点検・医療情報との突合」、「ケアプランの点検」、「要介護認定の適正化」について目標を設定し、介護給付の適正管理に努めます。

①縦覧点検・医療情報との突合

取組の内容

○受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。

○受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
医療情報との突合･縦覧	件数	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

②ケアプランの点検

取組の内容

○プラン内容について、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指します。
○住宅改修の点検により、内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかを確認します。
○福祉用具利用者等に調査等を行い、必要性や利用状況等を確認します。

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
ケアプランの点検	件数	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施
住宅改修等の点検	件数	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

③要介護認定の適正化

取組の内容

○指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等を実施します。
○適正かつ公正な調査が迅速に行えるよう、調査員を対象にした研修を行います。

		実績値			目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
要介護認定の適正化	件数	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

（６）介護人材の確保に向けた取組の推進

本計画を確実に推進するために、サービス従事者等の人材の確保は重要な要素です。

高齢化率の上昇、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする人の増加が見込まれている一方で、現役世代（介護を支える働く世代）の人口減も続いており、介護人材確保が喫緊の課題となっています。

新規介護人材の確保及び定着支援を進めるため、県と連携しながら、幅広い世代の地域住民に対し、介護職場の魅力を発信し、介護現場のイメージの刷新を図るとともに、関係事業等との連携により、介護人材の処遇改善や職場環境の改善、各種専門職の確保・育成に努めます。

また、介護ロボットの投入や介護ワンストップサービス等 ICT の活用、事務作業の効率化を検討し、介護現場における業務効率化を推進します。

第７章　介護保険料の算定

（１）所得段階別高齢者人口

●所得段階別高齢者人口の推計値　（単位：人）

	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	合計
第1段階	209	209	210	628
第2段階	169	169	170	508
第3段階	167	167	168	502
第4段階	360	360	363	1,083
第5段階	516	517	520	1,553
第6段階	379	379	383	1,141
第7段階	190	191	192	573
第8段階	75	75	76	226
第9段階	37	37	37	111
第10段階	16	16	16	48
第11段階	7	7	7	21
第12段階	3	3	3	9
第13段階	15	15	15	45
計	2,143	2,145	2,160	6,448

（２）標準給付額

各サービスの合算による総給付費は、３年間で約 17 億 7,752 万円が見込まれます。これに特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を見込み、標準給付額は約 19 億 3,390 万円となります。

●標準給付額の推計値　（単位：円）

	R6年度	R7年度	R8年度	合計
	2024年度	2025年度	2026年度	
総給付費	591,257,000	593,030,000	593,236,000	1,777,523,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	36,386,473	36,767,787	36,767,787	109,922,047
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	14,439,218	14,591,177	14,591,177	43,621,572
高額医療合算介護サービス費等給付額	503,484	508,117	508,117	1,519,718
算定対象審査支払手数料	434,196	438,165	438,165	1,310,526
標準給付費見込額	643,020,371	645,335,246	645,541,246	1,933,896,863

（３）地域支援事業費

第９期の地域支援事業費は、３年間で約１億 639 万円と見込みます。

●地域支援事業費の推計値　（単位：円）

	R6年度	R7年度	R8年度	合計
	2024年度	2025年度	2026年度	
地域支援事業費	35,428,165	35,462,964	35,498,675	106,389,804
介護予防・日常生活支援総合事業費	17,414,252	17,449,051	17,484,762	52,348,065
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	5,555,435	5,555,435	5,555,435	16,666,305
包括的支援事業(社会保障充実分)	12,458,478	12,458,478	12,458,478	37,375,434

（４）介護保険事業費の財源内訳

第９期の介護保険事業費の財源内訳は、第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は、全国の人口構成比で設定され、以下のとおりとなります。

居宅給付費

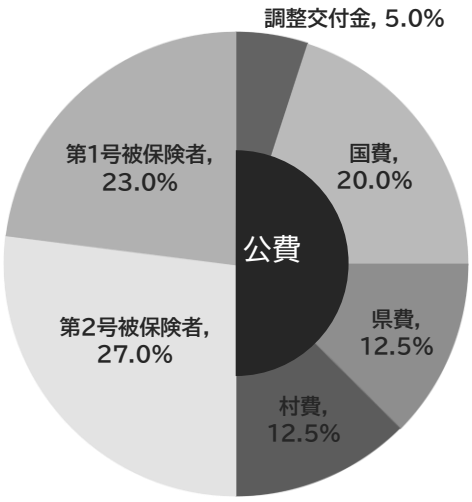

施設等給付費

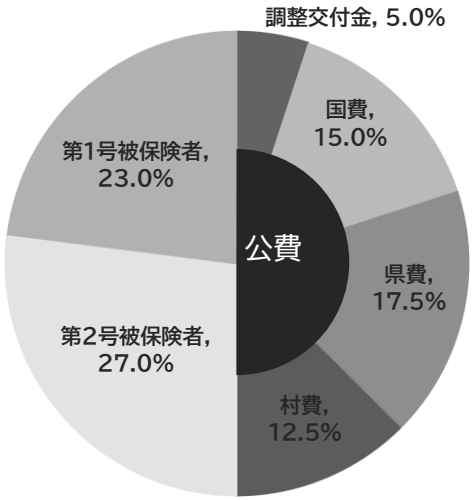

介護予防・日常生活支援総合事業費

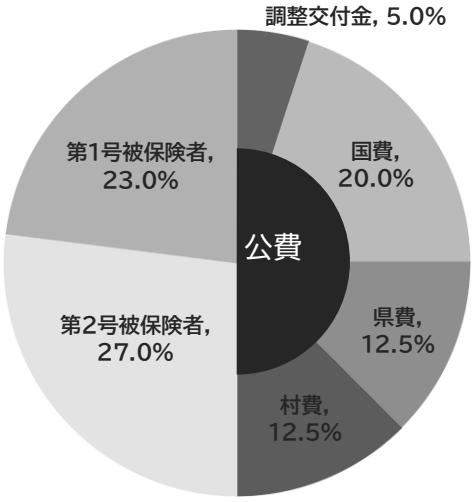

包括的支援事業費及び任意事業費

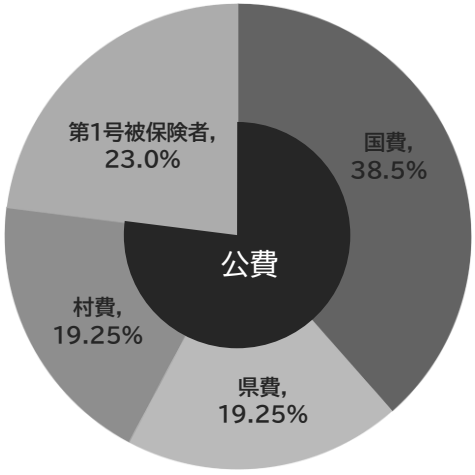

（５）介護保険料の推計

第１号被保険者の保険料の推計は給付費見込額に報酬改定の見込みや介護給付費準備基金の取崩額等を考慮して計算しています。

●第１号被保険者の保険料の推計値　（単位：円）

	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	合計
標準給付費見込額	643,020,371	645,335,246	645,541,246	1,933,896,863
地域支援事業費	35,428,165	35,462,964	35,498,675	106,389,804
第 1号被保険者負担分相当額	156,043,163	156,583,588	156,639,182	469,265,933
調整交付金相当額	33,021,731	33,139,215	33,151,300	99,312,246
調整交付金見込交付割合	4.92%	4.60%	4.01%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0091	1.0225	1.0484	
所得段階別加入割合補正係数	0.9945	0.9950	0.9950	
調整交付金見込額	32,493,000	30,488,000	26,587,000	89,568,000
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金拠出率	0.0000%			
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
準備基金の残高（令和5年末の見込額）				61,956,031
準備基金取崩額				20,600,000
審査支払手数料 1 件あたり単価	66.3	66.3	66.3	
審査支払手数料支払件数	6,892件	6,955件	6,955件	
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額				0
市町村相互財政安定化事業交付額				0
保険料収納必要額				455,410,180
予定保険料収納率	99.50%			
保険料見込額(年額)				71,400
保険料見込額(月額)				5,950

（６）介護保険料の保険料

第１号被保険者保険料の基準月額は以下のとおりとなっており、この金額を基準に各所得段階の保険料が決まります。

第１号被保険者保険料基準月額は、5,950 円（年額 71,400 円）

また、第２号被保険者の保険料については、別途条例で定めることになっています。

●第１号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	月額(円)	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	2,707	32,480	0.455
第2段階	4,076	48,900	0.685
第3段階	4,106	49,260	0.690
第4段階	5,355	64,260	0.900
第5段階	5,950 (基準額)	71,400 (基準額)	1.000
第6段階	7,140	85,680	1.20
第7段階	7,735	92,820	1.30
第8段階	8,925	107,100	1.50
第9段階	10,115	121,380	1.70
第10段階	11,305	135,660	1.90
第11段階	12,495	149,940	2.10
第12段階	13,685	164,220	2.30
第13段階	14,280	171,360	2.40

※所得段階別保険料の算出方法

月額基準額（5,950 円）に 12 ヶ月を乗算し、基準額となる第５段階の年額基準額を算出します。

その年額基準額に、それぞれの所得段階別の割合を乗算し、10 円未満を切り捨てしたものを各所得段階の年額基準額とします。上記にある月額は、その年額基準額を 12 ヶ月で割り戻した目安の金額となります。

第８章　計画を円滑に進めるための方策

１　介護サービスの円滑な提供

（１）サービス提供事業者間の連携の促進

介護保険サービスの提供事業者が連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

（２）サービス利用者への情報提供などの支援

高齢化に伴い増加が予想される介護保険サービス利用者に対し、介護給付等対象サービスの適切な利用及び提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供や相談、援助を適切に行うことができる体制の整備を進めます。

（３）苦情処理体制

介護保険事業で提供されるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情相談について、地域包括支援センターの窓口を充実するほか、県の国保連合会やサービス事業所と連携をとり、利用者へのサービスの質の向上に努めます。

●苦情相談件数の実績値及び目標値の推移

	実績値			目標値		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
苦情相談（件数）	0	0	0	0	0	0

※令和５年度は見込み

（４）データ利活用における個人情報の取扱への配慮

令和２年の法改正により、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報が加えられたことから、各種調査報告や分析システムにおける個人情報の取扱へ配慮しつつ、関連データの活用促進を図るための環境整備を行っていきます。

（５）保険者機能強化推進交付金等を活用した取り組み

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、ＰＤＣＡサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが重要です。

この一環として、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に対する自治体の様々な取組の達成状況の評価に応じ、国から自治体への財政的インセンティブとして交付される「保険者機能強化推進交付金」が平成 29 年度に創設され、令和２年度には介護予防・健康づくり等に資する取組に対する取組の達成状況の評価に応じて交付される「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本村では、地域包括ケアシステムの推進とともに、第９期計画期間中に、事業・施策の着実な実施に努め、地域課題の分析、事業・施策の進捗状況の確認、再検討を行い、中長期的な視点での指標を明確にします。

また、交付金を活用した独自事業の展開なども含め、自立支援、重度化防止等の一層の強化に務めていきます。

●ＰＤＣＡサイクルの概念図

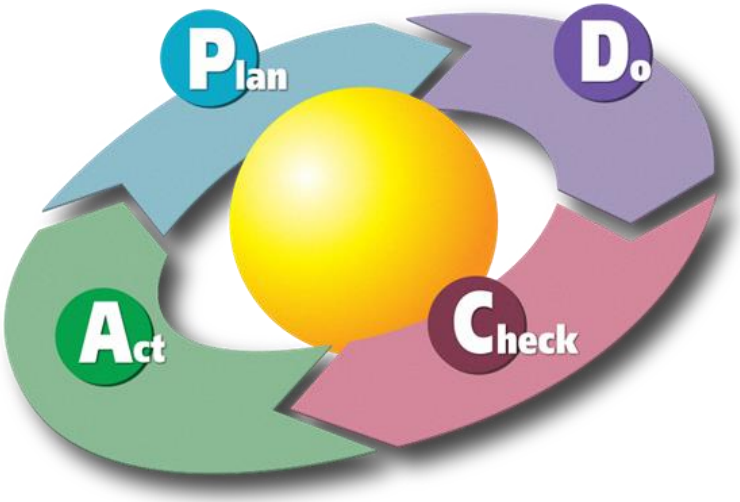

※ＰＤＣＡ

① Plan　（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
② Do　（実行）：計画に沿って業務を行う
③ Check　（評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
④ Action（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

２　地域の福祉体制の整備

地域住民が安心して生活でき、必要とされる保健・福祉サービスや介護保険サービスを自由に選択できるようにするためには、行政だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの各種団体、保健・医療・福祉施設や事業所との連携が重要となります。これらの機関との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を充実します。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会を拠点にＮＰＯやボランティアへの参加・育成を進め、地域の福祉体制の強化を図るとともに、民生児童委員などの村内の関係機関・団体との連携を強化し、地域のネットワーク体制を強化することにより、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などに対する、日常生活における見守り体制などを強化します。

３　計画の推進体制の整備

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は一体的な計画であり、サービスや施策・事業と緊密な連携のもとに推進する必要があります。そのために、行政、保健・福祉・医療の関係機関、サービス事業者、民間ボランティアなど村民が連携して、計画を推進していきます。

４　情報提供体制の整備

高齢者保健福祉に関する情報は、村の広報・社協だより等の機関紙や役場・保健センターなどの相談窓口、各種パンフレット・民生児童委員や保健師等の訪問など様々な手段で提供します。また、最近の情報技術の活用により、インターネットや携帯電話等の活用についても研究します。

さらに、介護サービス事業者に対しては利用者のニーズや事業評価について、的確に伝え、サービスの質の向上を促進します。また、関係機関との連携を緊密にし、最新の情報の収集に努め、常に最新かつ正しい情報の提供を行います。

５　制度の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、村民の理解及び協力を得ることが不可欠であるため、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

６　計画の達成状況の点検及び評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

この場合、高齢者の自立支援効果が表れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているかなどの介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価するための項目を設定していきます。

（１）進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに、村民にすみやかに公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や村民の意向をふまえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

（２）事業の点検・評価

本計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者など、介護を要する高齢者の人数を適宜把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけではなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなどアウトカムの視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用を目指します。

資　料

資料１　玉川村介護保険事業計画等策定審議会設置要綱

平成 11 年６月 15 日
要綱第８号

（設置）

第１条　　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条の規定の基づく玉川村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）策定及び高齢者の保健福祉事業に関する総合計画である玉川村老人保健福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）について審議するため，玉川村介護保険事業計画等策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　　審議会は，村長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

（１）介護保険事業計画に関すること。

（２）老人福祉計画に関すること。

（組織）

第３条　　審議会は，委員 12 名以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）保健医療関係者

（３）福祉関係者

（４）被保険者代表

（５）費用負担関係者

（６）サービス提供業者

２　審議会に，会長及び副会長各１名を置く。

３　会長及び副会長は，委員の互選により選出する。

（任期）

第４条　　委員の任期は，３年とする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（職務）

第５条　　会長は，審議会の会務を総理する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　　審議会の会議は，会長が招集し，会長が議長となる。

２　審議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第７条　　審議会の庶務は，健康福祉課において処理する。

（雑則）

第８条　　この要綱に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項については，会長が別に定めることができる。

附　則

この要綱は，平成 11 年６月 15 日から施行する。

資料２　玉川村介護保険事業計画等策定審議会委員名簿

区　　分	氏　　名	機関・団体等	備考
サービス事業者	須釜　　信一	特別養護老人ホーム「たまかわ荘」	（会長）
被保険者代表	小針　　敬子	第２号被保険者	（副会長）
学識経験者	飯島　　三郎	玉川村議会	
保健医療関係者	関根　貴英子	薬剤師	
福祉関係者	塩田　ゆかり	玉川村地域包括支援センター	
福祉関係者	倉鎌　　利治	玉川村民生児童委員協議会	
被保険者代表	水澤　　俊造	第１号被保険者	
被保険者代表	野口　　アキ	第１号被保険者	
被保険者代表	溝井　　陳彦	第２号被保険者・サービス利用者家族	
費用負担関係者	鈴木　　一夫	玉川村の国民健康保険事業の運営に関する協議会	

資料３　計画の策定経過

年　月　日	内　　容
令和５年７月26日	第１回玉川村介護保険事業計画等策定審議会 ・委嘱状の交付 ・介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果について
令和５年11月８日	第２回玉川村介護保険事業計画等策定審議会 ・第９期玉川村介護保険事業計画等について ・グループホームについて
令和５年12月22日	第３回玉川村介護保険事業計画等策定審議会 ・第９期玉川村介護保険事業計画（案）について ・グループホームについて
令和６年２月１日～２月16日	パブリックコメントの実施
令和６年２月７日	第４回玉川村介護保険事業計画等策定審議会 ・第９期玉川村介護保険事業計画（案）について
令和６年３月12日	事業計画（案）について村長に答申

第９期
玉川村高齢者保健福祉計画
玉川村介護保険事業計画

（令和６年度～令和８年度）

発行年月　令和６年３月
発行・編集　玉川村　健康福祉課
〒963-6312
福島県石川郡玉川村大字小高字中綴 16-１
TEL 0247-37-1024
FAX 0247-57-4824
URL https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/